

第六十五回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第十三号

昭和四十六年三月十九日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 倉成 正君

理事 伊東 正義君

理事 田邊 誠君

理事 田畑 金光君

理事 有馬 元治君

理事 堀山 静六君

理事 小金 義照君

理事 田中 正巳君

理事 早川 崇君

理事 箕輪 登君

理事 渡部 恒三君

理事 山本 政弘君

出席政府委員

厚生大臣 内田 常雄君

出席府政委員

厚生省援護局長 中村 一成君

委員外の出席者

外務省アメリカ局外務参事官 橋 正忠君

社会労働委員会調査室長 濱中雄太郎君

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

○倉成委員長 これより会議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。厚生大臣内田常雄君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「(第四条第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなされた軍人軍属であつた者については、恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三(第四款症及び第五款症を除く。次項において同じ。)に定める程度の不具廃疾の状態にある場合に限る。)」を削り、同条第二項中「(第四条第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなされた軍人軍属であつた者については、恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に定める程度の不具廃疾の状態になつたときに限る。)」を削る。

第七条第五項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 準軍属であつた者が昭和十六年十二月八日以後における準軍属としての勤務(政令で定める勤務を除く。第二十三条第二項第四号及び第三十四条第五項において同じ。)に關連して負傷し、又は疾病にかかり、昭和四十六年十月一日(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和四十六年十月一日以後帰還する者については、その帰還の日)において、当該負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。)により第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第七条第四項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に定める」を「第一項に規定する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 軍人軍属(改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人及び準軍人を除く。)であつた者が本邦その他の政令で定める地域(第四条第二項に規定する戦地を除く。)における在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。)により、昭和四十六年十月一日(同日以後復員する者については、その復員の日)において、第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

一 昭和十六年十二月八日以後における戦争に關する勤務(政令で定める勤務を除く。次号、第二十三条第一項第五号及び第三十四条第二項において同じ。)に關連する負傷又は疾病

二 昭和二十年九月二日以後における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に三九一、三〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	五五九、〇〇〇円
第二項症	四五三、〇〇〇円
第三項症	三六三、〇〇〇円

第四項症	二七四、〇〇〇円
第五項症	二二二、〇〇〇円
第六項症	一六二、〇〇〇円
第一款症	一五一、〇〇〇円
第二款症	一四〇、〇〇〇円
第三款症	一〇六、〇〇〇円
第四款症	八四、〇〇〇円
第五款症	七三、〇〇〇円

第八条第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に三三三、〇〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るもの)に、三三二、一七〇円(第三項第二号に掲げる者に係るもの)を加えた額
第一項症	四四七、二〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るもの)に、五〇三、一〇〇円(第三項第二号に掲げる者に係るもの)を加えた額
第二項症	三六二、四〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るもの)に、四〇七、七〇〇円(第三項第二号に掲げる者に係るもの)を加えた額
第三項症	二九〇、四〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るもの)に、三二六、七〇〇円(第三項第二号に掲げる者に係るもの)を加えた額
第四項症	二一九、二〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るもの)に、二四六、六〇〇円(第三項第二号に掲げる者に係るもの)を加えた額
第五項症	一六九、六〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るもの)に、一九〇、八〇〇円(第三項第二号に掲げる者に係るもの)を加えた額
第六項症	一二九、六〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るもの)に、一四五、八〇〇円(第三項第二号に掲げる者に係るもの)を加えた額

第一款症	一二〇、八〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一三五、九〇〇円）
第二款症	一二、〇〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一二六、〇〇〇円）
第三款症	八四、八〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、九五、四〇〇円）
第四款症	六七、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七五、六〇〇円）
第五款症	五八、四〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六五、七〇〇円）

第八条第八項中「八千四百円」を「九千六百円」に、「九千六百円」を「一万八千八百円」に、「五千四百円」を「五千七百六十円」に、「三千七百六十円」を「三千八百四十円」に、「三千三百六十円」を「三千三百二十円」に、「二千八百四十円」を「二千八百八十円」に、「二万五千二百円」を「二万八千八百円」に、「二万八千八百円」を「三万二千四百円」に改める。

第八条第九項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	五九四、〇〇〇円
第二款症	四九三、〇〇〇円
第三款症	四二三、〇〇〇円
第四款症	三四八、〇〇〇円
第五款症	二七九、〇〇〇円

第八条第十項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	四七五、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五三四、六〇〇円）

第二款症	三九四、四〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、四四三、七〇〇円）
第三款症	三八八、四〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三八〇、七〇〇円）
第四款症	二七八、四〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三一三、二〇〇円）
第五款症	二二三、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二五一、一〇〇円）

第八条の次に次の二条を加える。

（障害年金及び障害一時金の額の特例）

第八条の二 前条第一項の規定にかかわらず、第七条第三項の規定により支給する障害年金の額は、前条第一項に定める額の十分の七・五に相当する額とする。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の障害年金の額について準用する。

3 前条第七項の規定にかかわらず、第七条第六項の規定により支給する障害年金の額は、前条第七項に定める額の十分の七・五に相当する額とする。

4 前条第八項の規定は、前項の障害年金の額について準用する。

5 前条第九項又は第十項の規定にかかわらず、第七条第三項又は第六項の規定により障害年金の支給を受けるべき者に支給する障害一時金の額は、前条第九項又は第十項に定める額の十分の七・五に相当する額とする。

（障害年金の併給の調整）

第八条の三 障害年金を受ける権利を有する者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、援護審査会の議決により、その者に前後の不具廃疾を併合した不具廃疾の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金を受ける権利を有する者が前項の規定により前後の不具廃疾を併合した不具廃疾

疾の程度による障害年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害年金を受ける権利は、消滅する。

3 第一項の規定により前後の不具廃疾を併合した不具廃疾の程度による障害年金を受ける権利を取得した者については、第七条第七項の規定を適用しない。

4 第八条第一項若しくは第七項又は前条第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、第一項の規定により支給する前後の不具廃疾を併合した不具廃疾の程度による障害年金の額は、従前の障害年金の額に、前後の不具廃疾を併合した不具廃疾の程度に応じて第八条第一項を適用して得た額から従前の不具廃疾の程度に応じて同項を適用して得た額を控除した額に後生に生じた障害年金の支給事由の別により厚生省令で定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

5 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の障害年金の額について準用する。この場合において、次の各号に該当するときは、同条第二項、第三項又は第六項に規定する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 従前の障害年金に加給する額があるとき、又は後に生じた支給事由により障害年金を支給するとした場合において加給すべきこととなる額があるとき 当該額のうちいずれか高い額又は当該額に相当する額

二 前号に該当しない場合であつて、前後の不具廃疾のいずれか又はいずれれもが準軍属たるによるものであるとき 第八条第二項、第三項又は第六項に規定する額に〇・八を乗じて得た額（当該前後の不具廃疾のいずれれか又はいずれれもが第二条第三項第一号に掲げる者に係るものであるときは、第八条第二項、第三項又は第六項に規定する額に〇・九を乗じて得た額）

2 前項の期限の到来前六ヶ月前までに不具廃疾

が回復しない者で、その不具廃疾の程度がなお第七条第一項に規定する程度であるものには、引き続き相当の障害年金を支給する。この場合においては、さらに前項の規定を適用することを妨げない。

第十一条第一号中「公務上」を削り、同条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」の下に「（第七条第三項に規定する軍人軍属であつた者にあつては、昭和四十六年九月三十日）」を加え、同条第三号中「第三項」を「第一項」に改め、「昭和三十三年十二月三十一日」の下に「（第七条第六項に規定する準軍属であつた者にあつては、昭和四十六年九月三十日）」を加える。

第十三条第一項を次のように改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

障害年金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

一 第七条第一項の規定により支給する障害年金 昭和二十七年四月（同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月）

二 第七条第四項の規定により支給する障害年金 昭和三十三年四月（昭和二十九年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和三十三年一月一日後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日の属する月の翌月）

三 第七条第三項又は第六項の規定により支給する障害年金 昭和四十六年十月（同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月とし、昭和二十九年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和四十六年十月一日後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日の属する月の翌月）

四 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第五項又は第八

条の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月

第十四条第一項第三号中「軍人軍属であつた者にあつては」を削り、同項第四号を削り、同条第二項中「又は第四号」を削る。

第二十三条第一項第二号中「負傷」を「公務上の負傷」に改め、同項に次の二号を加える。

四 昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に本邦その他の政令で定める地域（第四号第二項に規定する事変地を除く）における在職期間（旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号）第七条に規定するもの）の陸軍又は海軍の学生生徒について、以下の身分を有していた期間を含む。以下この号において同じ。内において事変に関する勤務（政令で定める勤務を除く。第三十四条第二項第一号において同じ）に關連して負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これより死亡した改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人若しくは準軍人又はこれらの者であつた者の遺族（前三号に掲げる遺族を除く。）

五 第七号第三項に規定する政令で定める地域における在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病により、在職期間内又は在職期間経過後に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者（改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人及び準軍人並びにこれらの者であつた者を除く。）の遺族（第一号から第三号までに掲げる遺族を除く。）

イ 昭和十六年十二月八日以後における戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病

ロ 昭和二十年九月二日以後における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することとを相当と認めるもの

第二十三条第二項第二号中「負傷」を「公務上の負傷」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 昭和十六年十二月八日以後に準軍属としての勤務に關連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した準軍属又は準軍属であつた者の遺族（前三号に掲げる遺族を除く。）

第二十五条第一項第一号を次のように改める。一 夫については、不具廢疾であつて生活資料を得ることができないこと、又は死亡した者の死亡の當時から引き続き不具廢疾の狀態にあること。

第二十六条第一項第一号中「十五万七千円」を「十七万三千七百円」に改め、同条第二項中「四千九百円」を「五千六百円」に、「五千六百円」を「六千三百円」に改め、同項第一号中「十万九千九百円」を「十三万八千九百六十円」に、「十二万五千六百円」を「十五万六千三百三十円」に改める。

第二十七条第一項中「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「第二十三条第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる」に改める。

第二十九条第一項第一号中「公務上」を削る。

第三十二条第三項第二号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同条第四項第一号中「四千九百円」を「五千六百円」に、「五千六百円」を「六千三百円」に改め、同項第二号中「三千六百七十五円」を「四千二百円」に、「四千二百円」を「四千七百二十五円」に改め、同項第三号中「から第四号まで」を「又は第三号」に、「三千六百七十五円」を「四千二百円」に、「四千二百円」を「四千七百二十五円」に改める。

第三十四条第二項第一号中「事変」を「事変に關する勤務」に改め、（政令で定める勤務を除く。次号において同じ。）を削り、同条第五項中「第二号第三項第一号に掲げる者の勤務

（政令で定める勤務を除く。）」を「準軍属としての勤務」に改める。

第四十九条の二中「第二十三条第二項第四号、第三十四条第二項第一号若しくは第五項」を「第七号第三項若しくは第六項、第二十三条第一項第四号」に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第二条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「一万三千八十円」を「一万四千四百七十円」に、「一万三千六百八十円」を「一万五千七十円」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第三条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（特別給付金の支給の特例）

4 昭和三十三年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二十七号。以下「法律第二十七号」という。）による改正後の遺族援護法第四十四条第二号の規定により同法第二十三条第二項に規定する遺族給付金（同項第二号及び第三号に掲げる遺族に支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至つた者又は法律第二十七号附則第五条の規定により同条第一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

5 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四十四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十六年十一月一日とする。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第四条 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号中「昭和二十年八月九日以後における業務による負傷又は疾病」を「昭和十六年十二月八日以後昭和二十年八月九日以前における軍事に關する業務による負傷若しくは疾病又は同日以後における業務による負傷若しくは疾病」に改め、同条第六項中「又は第三項に規定する戦地」を「第三項又は第六項に規定する戦地」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 第二項第一号から第五号までに掲げる者については、その者の昭和十六年十二月八日以後の本邦その他の政令で定める地域（戦地を除く。）における戦争に關する勤務（政令で定める勤務を除く。この項において同じ。）に關連する負傷又は疾病（昭和二十年九月二日以後における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるものを含む。）は、当該各号に規定する負傷又は疾病とみなす。

7 第二項第六号から第十二号までに掲げる者については、その者の昭和十六年十二月八日以後における業務に關する勤務（政令で定める勤務を除く。）に關連する負傷又は疾病は、当該各号に規定する負傷又は疾病とみなす。

第十八条第二項中「四千二百円」を「四千八百円」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第五条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の特別項症から第六項症まで及び第一号表ノ三の第一款症から第四款症まで」を「及び第一号表ノ三」に改める。

第四条第一項中「第四款症」を「第五款症」に改める。

附則に次の三項を加える。

三

第一類第七号 社会労働委員会議録第十三号

昭和四十六年三月十九日

(特別給付金の支給の特例)

- 5 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第六十一号)による改正後の遺族援護法第二条第三項の規定並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二十七号。以下「法律第二十七号」という。)による改正後の遺族援護法第四条第四項第二号並びに第七条第一項及び第三項の規定により昭和四十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかったことによる障害年金又は障害一時金を受けるに至つた者(法律第二十七号附則第六条の規定により昭和三十八年四月一日において第二条第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなされた者を除く。)、は、第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。
- 6 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十六年十月一日」とする。
- 7 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十六年十月一日とする。
- (戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)
- 第六条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
- 附則に次の三項を加える。
- (特別給付金の支給の特例)
- 4 昭和四十二年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二十七号。以下「法律第二十

七号」という。)による改正後の遺族援護法第四条第四項第二号の規定により同法第二十三條第二項に規定する遺族給付金(同項第二号及び第三号に掲げる遺族に支給されるものを除く。)を受ける権利を有するに至つた者(遺族援護法第二十五條第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族給付金を受けるべき者を含む。又は法律第二十七号附則第五條の規定により同条第一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者(遺族援護法第二十五條第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金を受けるべき者を含む。)、は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

5 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十六年九月三十日」とする。

6 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十六年十月一日とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第四条中戦傷病者特別援護法第十八條第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第七条第一項及び第二項、第二十三條、第二十五條第一項第一号並びに第三十四條第五項の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給付金又は弔慰金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の遺族援護法

を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七條第一項及び第二項	第二十五條第一項	第三十條第一項	第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第三十八條第三号	第七條第一項及び第二項	第十一條第二号	第二十九條第一項第二号及び第四号	第三十六條第一項第一号	第三十八條第二号	第三十三條第一項第一号	第三十條第一項	第十三條第一項第一号	第二十五條第一項	第三十六條第二項	第三十八條第三号	第二十五條第三項	第二十九條第一項第三号及び第四号	第三十條第三項
昭和二十七年四月一日	昭和二十七年四月一日	昭和二十七年四月一日	昭和二十七年四月一日	同日	同日	昭和二十七年三月三十一日	昭和二十七年三月三十一日	昭和二十七年三月三十一日	昭和二十七年四月一日	昭和二十七年四月一日	昭和二十七年四月一日	昭和二十七年四月一日	昭和二十七年四月一日	昭和二十七年四月一日	昭和三十四年一月一日	昭和三十四年一月一日	昭和三十四年一月一日
昭和四十六年十月一日	昭和四十六年十月一日	昭和四十六年十月一日	昭和四十六年十月一日	昭和四十六年十月一日	昭和四十六年十月一日	昭和四十六年九月三十日	昭和四十六年九月三十日	昭和四十六年九月三十日	昭和四十六年十月一日	昭和四十六年十月一日	昭和四十六年十月一日	昭和四十六年十月一日	昭和四十六年十月一日	昭和四十六年十月一日	昭和四十六年十月一日	昭和四十六年九月三十日	昭和四十六年十月一日

第三十六條第一項第二号 同年四月二日 昭和四十六年十月二日

第三条 この法律による改正後の遺族援護法第七条第一項又は第三項の規定により障害年金又は障害一時金を受けることとなるべき軍人であつた者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)附則第十二項本文及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第六十八号)附則第二項の規定を適用しない。

第四条 軍人軍属であつた者に支給する昭和四十六年一月から同年九月までの月分の障害年金については、遺族援護法第八條第一項に定める額は、それぞれ、次の表に定める額とする。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三六一、二〇〇円以内の額を加えた額	五、一六〇、〇〇〇円	
第一項症		四、一八〇、〇〇〇円	
第二項症		三、三五〇、〇〇〇円	
第三項症		二、五三〇、〇〇〇円	
第四項症		一、九六〇、〇〇〇円	
第五項症		一、五〇〇、〇〇〇円	
第六項症		一、三九〇、〇〇〇円	
第一款症		一、二九〇、〇〇〇円	
第二款症		九八〇、〇〇〇円	
第三款症		七七〇、〇〇〇円	
第四款症		六七〇、〇〇〇円	
第五款症		六七〇、〇〇〇円	

2 準軍属であつた者に支給する昭和四十六年一月から同年九月までの月分の障害年金については、遺族援護法第八條第七項に定める額は、それぞれ、次の表に定める額とする。

不具廃疾
の程度

給事由が生じた障害一時金については、遺族援護法第八條第九項に定める額は、それぞれ、次の表に定める額とする。

特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	第四項症	第五項症	第六項症	第一款症	第二款症	第三款症	第四款症	第五款症
第一項症の年金額に二五二、八四〇円（第二條第三項第一号に掲げる者に係るもの）にあつては、二八八、九六〇円（二五二、八四〇円に二八八、九六〇円を加えた額）以内の額を加えた額	三六二、二〇〇円（第二條第三項第一号に掲げる者に係るもの）にあつては、四一八、二八〇円（三六二、二〇〇円に四一八、二八〇円を加えた額）	二九二、六〇〇円（第二條第三項第一号に掲げる者に係るもの）にあつては、三三四、四〇〇円（二九二、六〇〇円に三三四、四〇〇円を加えた額）	二三四、五〇〇円（第二條第三項第一号に掲げる者に係るもの）にあつては、二六八、〇〇〇円（二三四、五〇〇円に二六八、〇〇〇円を加えた額）	一七七、一〇〇円（第二條第三項第一号に掲げる者に係るもの）にあつては、二〇二、四〇〇円（一七七、一〇〇円に二〇二、四〇〇円を加えた額）	一三七、二〇〇円（第二條第三項第一号に掲げる者に係るもの）にあつては、一五六、八〇〇円（一三七、二〇〇円に一五六、八〇〇円を加えた額）	一〇五、〇〇〇円（第二條第三項第一号に掲げる者に係るもの）にあつては、一二〇、〇〇〇円（一〇五、〇〇〇円に一二〇、〇〇〇円を加えた額）	九七、三〇〇円（第二條第三項第一号に掲げる者に係るもの）にあつては、一一一、二〇〇円（九七、三〇〇円に一一一、二〇〇円を加えた額）	九〇、三〇〇円（第二條第三項第一号に掲げる者に係るもの）にあつては、一〇三、二〇〇円（九〇、三〇〇円に一〇三、二〇〇円を加えた額）	六八、六〇〇円（第二條第三項第一号に掲げる者に係るもの）にあつては、七八、四〇〇円（六八、六〇〇円に七八、四〇〇円を加えた額）	五三、九〇〇円（第二條第三項第一号に掲げる者に係るもの）にあつては、六一、六〇〇円（五三、九〇〇円に六一、六〇〇円を加えた額）	四六、九〇〇円（第二條第三項第一号に掲げる者に係るもの）にあつては、五三、六〇〇円（四六、九〇〇円に五三、六〇〇円を加えた額）

不具廃疾 の程度	金 額
第一款症	五四八、〇〇〇円
第二款症	四五五、〇〇〇円
第三款症	三九〇、〇〇〇円
第四款症	三二一、〇〇〇円
第五款症	二五七、〇〇〇円

条第二項第一号中「十万九千九百円」とあるのは「十一万二千二百円」と、十二万五千六百円」とあるのは「十二万八千二百四十円」とする。

（遺族年金等の支給の特例）
第七條 軍人軍属が昭和二十年九月二日以後遺族援護法第四條第二項に規定する戦地であつた地域において在職期間内に軍人軍属たる特別の事情に關連して死亡し、又は軍人軍属であつた者が同項に規定する事変地若しくは戦地若しくは同項に規定する戦地であつた地域における在職期間内の行為に關連して同日以後当該地域において死亡した場合においては、当該死亡が同法第二十三條第一項の規定による遺族年金（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第二十項及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第四十四号）附則第十一項の規定による遺族年金を含む。）の支給事由に該當する場合を除き、その遺族に遺族年金を支給する。ただし、当該死亡が大赦令（昭和二十年勅令第五百七十九号）第一條各号、大赦令（昭和二十一年勅令第五百十一号）第一條各号及び大赦令（昭和二十七年政令第五百十七号）第一條各号に掲げる罪以外の罪に當たる行為に關連するものであることが明らかでない限り、援護審査會が議決した場合に限る。

2 前項の規定により遺族年金を支給する場合においては、当該死亡が遺族援護法第三十四條第二項又は第三項に規定する弔慰金の支給事由に該當する場合を除き、当該死亡した者の遺族に弔慰金を支給する。
3 第一項の遺族年金及び前項の弔慰金については、遺族援護法の規定による遺族年金及び弔慰金に關する規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月と読み替へるものとする。

第二十五條第一項 第三十條第一項 第三十六條第一項 第二号及び第四号 第二項及び第三号	第二十五條第一項 第三十六條第二項 第三十八條第三号	第二十九條第一項 第二号及び第四号 第三十六條第一項 第三十八條第二号	第三十條第一項
昭和二十七年 四月一日 昭和四十六年 十月一日	昭和二十七年 四月二日 昭和四十六年 十月二日	昭和二十七年 三月三十一日 昭和四十六年 九月三十日	昭和二十七年 四月 昭和四十六年 十月
同年四月二日 十月二日			

（遺族年金の支給の特例）
第八條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）以下「法律第八十一号」という。の施行の際遺族援護法第二十五條第一項第三号又は第五号に規定する条件に該當していなかつたため遺族年金を受ける権利を有しなかつた父、母、祖父又は祖母であつて、同法第二十五條第一項中「昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日）」とあるのを「昭和四十六年十月一日」と、同法第二十九條第一項第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのを「昭和四十六年九月三十日」と読み替へて適用した場合に、この法律の施行の際又はこの法律の施行後において遺族年金を受ける権利を有することとなるものについては、法律第八十一号附則第十二項本文の規定にかかわらず、その者に遺族援護法第二十三條第一項の遺族年金を支給する。

第五條 軍人軍属であつた者に支給する昭和四十六年一月一日から同年九月三十日までの間に支給する昭和四十六年三月十九日

第六條 昭和四十六年一月から同年九月までの月の遺族年金及び遺族給与金については、この法律による改正前の遺族援護法第二十六條第一項第一号中「十五万七千円」とあるのは「十六万三百円」と、この法律による改正前の同法同

2 前項の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者で、当該遺族年金の支給事由と同一の事由により恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）附則第十條（昭和二十八年法律第五十五号）附則第十條第一項に規定する旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族たるによる扶助料（以下「公務扶助料」という。）を受ける資格を有するもの（同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有するもの並びに当該公務扶助料を受ける権利を有する者の扶養遺族であるもの及び扶養遺族であつたものを除く。）は、厚生省令で定めるところにより厚生大臣に届け出なければ、当該遺族年金を受ける権利を失う。

3 第一項の遺族年金について遺族援護法を適用する場合に、同法第三十條第一項中「昭和二十七年四月（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月一日以後であるときは、その死亡の日の属する月の翌月）」とあるのは「昭和四十六年十月」と、同條第二項中「死亡した者の死亡の日が属する月の翌月」とあるのは「昭和四十六年十月」とする。

4 第一項の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に支給する遺族年金の額は、他に同一の事由による公務扶助料が支給される期間、七千円（遺族援護法第二十三條第一項第二号に掲げる遺族に支給するものであるときは、五千二百五十円）とする。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）
第九條 昭和四十六年一月から同年九月までの月の留守家族手当については、この法律による改正前の未帰還者留守家族等援護法第八條中「一万三千八百円」とあるのは「一万三千三百五十円」と、「一万三千六百八十円」とあるのは「一万三千九百五十円」とする。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）
第十條 この法律による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條第一項の規定の改正に

より同法第三條に規定する特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、同條第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十六年四月一日」とあるのは「昭和四十六年十月一日」とする。

2 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條第一項及び前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する同法第四條第二項に規定する国債の発行の日、昭和四十六年十月一日とする。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）
第十一條 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五條の三の次に次の一條を加える。
（戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金を受ける権利を取得した者の扶助料を受ける資格の喪失）
第三十五條の四 この法律の附則の規定により旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける資格を取得した父、母、祖父又は祖母が、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第 号）附則第八條の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金を受ける権利を有するに至つたときは、その者は、当該扶助料を受ける資格を失う。

理由
戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、勤務に關連する傷病により不具廃疾となつた軍人軍属等に障害年金を支給し、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田國務大臣 ただいま議題となりました戦傷

病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕

戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族及び戦傷病者の妻等、戦争犠牲者に対しましては、年金の支給をはじめ各般にわたる援護の措置が講ぜられてきたところでありますが、今回これらの支給範囲の拡大、支給金額の引き上げなどを行なうことにより援護措置の改善をはかることとし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。

改正の第一点は、障害年金及び先順位遺族にかかる遺族年金等を恩給法に準じて増額を行なうこととしたております。

改正の第二点は、準軍属にかかる障害年金等の額の改善でありまして、被徵用者等については、現行の軍人軍属にかかる額の八〇％相当額を九〇％相当額に、その他の準軍属については、現行の七〇％相当額を八〇％相当額にそれぞれ引き上げることとしたてしております。

改正の第三点は、軍人軍属の事変地、戦地におけるいわゆるみなし公務傷病にかかる障害年金の支給対象の拡大でありまして、現行の特別項症から第三款症までとされている支給対象を第五款症までに拡大することとしたてしております。

改正の第四点は、昭和四十六年十二月八日以後本邦等における勤務に關連した傷病により第五款症以上の障害者となつた軍人軍属等またはその者の遺族に、公務傷病による障害年金、遺族年金等の額の七五％相当額の障害年金、遺族年金等を新たに支給することとしたてしております。

改正の第五点は、日華事変中に本邦等における勤務に關連した傷病により死亡した軍人等の遺族に、公務傷病にかかる遺族年金の額の七五％相当額の遺族年金を新たに支給することとしたてしております。

ります。

以上のほか、軍人恩給復活の際に六十歳未満であつてこれまで公務扶助料の扶養加給の対象となつたことのない軍人の父母等に対し後順位の遺族年金を支給し、また昭和二十年九月二日以後、海外で軍人軍属たる特別の事情に關連して死亡した者の遺族に対しても遺族年金等を支給することとしたてしております。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正であります。留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて引き上げることとしたてしております。

第三は、戦傷病者特別援護法の一部改正であります。昭和四十六年十二月八日以後、本邦等における勤務に關連した傷病により第五款症以上の障害者となつた軍人軍属等に新たに療養の給付等を行なうこととするほか、長期入院患者に支給する療養手当の月額を増額することとしたてしております。

第四は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。昭和四十五年の戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正により遺族年金または遺族給与金を受けることとなつた戦没者の妻に、新たに特別給付金を支給することとしたてしております。

第五は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。第五款症にかかる戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正により遺族年金または遺族給与金を受けることとなつた戦没者の父母または祖父父母に、新たに特別給付金を支給することとしたてしております。以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○増岡委員長代理 次に、質疑の申し出がありまして、順次これを許します。山本政弘君。

○山本(政)委員 戦傷病者戦没者遺族援護法に關連をして、阿波丸の事件についてお伺いをいたしたいと思うのです。

この件につきましては、私が昭和四十一年にたしか質問をしたと思いますが、もう一ぺん繰り返して質問してみたいと思うのです。

御承知だと思えますけれども、阿波丸というのは、昭和二十年の四月一日に台湾海峡でアメリカの潜水艦によって撃沈された。この件に關しましては、その後昭和二十年七月五日、阿波丸事件についてアメリカ政府は阿波丸撃沈の責任を認めておる。そして、賠償に關しては戦争の終了後に討議する用意がある、こう言つて、戦後における問題の交渉というものは、昭和二十年十一月九日に總司令部に於てを依頼しておる。そして二十一年五月二十八日に武内終戦連絡事務局局長が總理府に口頭で督促をしておる。そして二十一年十二月十四日に再度文書で督促をしている。引き続き交渉中であつた。これは一体問題はどこにあつたかといへば、言うまでもなく、賠償金の決定であつたと思ふのです。そのときの日本側の要求といふのは、乗船二千三名の人命に対する損害賠償一億九千六百一十一万五千円、第二には生存者の家族に対する手当四万月分、第三は戦貨に対する賠償三千三百七十七万月、四番目は阿波丸の四万月の予想利益八十萬月、以上合計二億二千七百二十六万六千六百円といふものを日本政府の選択によつて金または金に兌換し得る外貨で支払うといふこと、そして最後に阿波丸の代船をといふことが問題であつたと思ふのです。ところが、これはその後衆議院において敗戦後の国内事情といふものの、混乱、復旧についてアメリカ側が非常な誠意を示したといふことで、その感謝の意を日本政府として阿波丸事件賠償請求権を放棄する、こういふことになつた。そして一人当たり見舞い金を七万円支給された。その後衆参の外務委員会等で幾

たびか質問があつたけれども、そのままに過ぎてきていて、どうもこの問題が実態だと思ふのであります。先ほど申し上げました二十四年四月七日の阿波丸事件に基づく日本国の請求権放棄に關する衆議院の決議といふのは、再度繰り返しますけれども、二十五年八月一日施行の阿波丸事件に關する法律といふことで、死者一人当たり七万円、二人の場合十二万円、三人の場合十五万円、船主たる日本郵船に對しましては千七百八十四万三千円を支給したといふことになつております。

そこで、私が伺ひたいのは、外務省の方からされますか。この七万円といふ金額の算定基準を一体どこに置かれたのか、それをまずお伺ひをしたいと思います。

○橋本委員 阿波丸事件の死亡者の遺族に對する見舞い金は法律によつて定められましたわけでございますが、その基礎となりました算定方法は次のようなものであつたと了解しております。

死亡をされた方を一応年齢別に四つの段階に分け、それぞれの年間の所得額を算出した。それから、それから生計費をその分から控除いたしました。それに残つた余命年数といふものを乗ずるといふ方式を基礎にいたしました。いわゆるホフマン方式の計算法を基礎にして算定いたしました。

それから、各四つのカテゴリーの人数に相當する人数をかけまして、それを死亡者の總数で割つて得た数字、それは一応二万円前後の数字が出ております。これを當時における所得に對する一応の賠償金額とみなし、それから年五分の複利計算による利子を加算いたしました。これを支払ひ時における将来の所得に對する賠償金額といたしました。それの上に精神上の慰謝料として十五割相當金額を加算いたしました。なお、身の回り品、所持品の相當額とみなされる金額を加算しまして、その結果、単身者の場合の遺族は見舞い金七万円といふ数字が出たと承知しております。

なお、一つの家族に屬する者二名が死亡した場合に、ただいま申し上げました七万円に、二人目の所得の賠償金額、それから精神上の慰謝料

あるいは身の回り品、所持品の相當額といふものを加算いたしました。二人の場合には合せて十二万円といふ算数を出しております。それからなお、同一家族に屬する者三名以上が死亡した場合に十五万円といふ数字になつております。

○山本(政)委員 援護法で、私の数字が違つたら御訂正願ひたいのですけれども、遺族年金は先順位といふのですか、一人の場合について十五万七千円でしたかね、もつとふえておりますか。それから遺族一時金が軍属の場合には十万円、弔慰金が軍属の場合には五万円、準軍属の場合には遺族給与金が十萬九千円、遺族一時金が七万円、弔慰金が三万円ですね。その点私の数字が間違つておるかどうかが確かめたいのです。

○中村(一)政府委員 遺族年金は先生おっしゃいましたとおり十五万七千円。それから給付金あるいは弔慰金でございますが、戦没者の妻の場合には二十万円、父母の場合には十万円、それから特別弔慰金が三万円、それから戦傷病者の妻に對しまして特別給付金が十万円でございます。

○山本(政)委員 外務省にお伺ひいたしますけれども、軍人とか準軍属といふその当時の身分上の問題があらますね。これは一つの例であります。阿波丸に乗つておつた民間の人がなくなつたわけですから、遺族年金は軍属の場合十五万七千円といふのがもたらえるわけですね。ところが、この人たちは七万円ばかりで打ち切られちゃつてつとつとそのままに過ぎされていくわけですね。七万円の見舞い金といふことで打ち捨てられていくわけですね。外務省の立場としてお伺ひしたいのですけれども、そういう年金で、軍属の場合には十五万七千円、遺族給与金で十萬九千円をもらつてゐる場合にもかかわらず、片方は、本人の過失でもないのです。アメリカの潜水艦によつて撃沈をせられた。しかもその遠因は日本政府にある。これは史実によつてはば明かにされてゐる。もし戦貨として積むべからざるものを積まざりせばといふことがあるのですよ、少なくとも私の読んだものの中には、疑えばそこまでいけるわけですね。いわばそういう

問題を引き起こしたのは日本政府だともいえるわけですね。にもかかわらず、その人たちは七万円といふことで打ち切られておる。外務省の見解でありますけれども、均衡を失してはいないだろうかといふのが私の第一の疑問だけれども、そのことに對してお答えを願ひたい。

○橋本委員 人命の損失といふものはいかなる見舞い金、賠償金を払つても十分といふことはいふと存じますが、本件についてはその当時、あるいは先生御指摘の機会その他たびたび申し上げておりましたとおり、おそらく当時の国家財政の許す範囲内でできる限り手厚くかつ公正妥當な見舞い金を支払うといふこととして法律に基づいて措置がとられたこととさせていただきます。

なお、この点間違つておりましたら御訂正願ひたいのでございますけれども、軍人軍属の場合でございますましたら、別に軍人軍属の他の法規による給与はこれの別に受けてゐるものと了解しております。

○山本(政)委員 だから私は、先ほどから民間といふことばを使つたのだけれども、国家財政でそのときに妥當だといふ金額であるならば、もはや戦後ではないといふことばは政府が使つてゐるわけですね。そしてそのことによつて軍人軍属の年金といふのは援護法の一部改正といふものが行なわれて上がつてきてゐる。厚生省は上げようとする意図があるのだけれども、なぜ外務省は上げようといふ意図を持たないのか。

○橋本委員 心情におきましては、当時の御遺族に對してたいへん深い心からの御同情を申し上げたいと思つております。ただ、何ぶん昭和二十五年の御存じの法律に基づいて遺族等に對して見舞い金が支給されて措置がとられておりまして、当時の政府としてできる限り手厚い措置をすでに講じたものと考えております。

○山本(政)委員 それは話にならぬわけですね。つまり、その当時としてはといふことだけれども、要するに戦後の処理として、厚生省といふのはこゝういふ意図があるわけですね、戦傷病者戦没者遺族

等援護法等の一部を改正する法律案。阿波丸事件の法律は外務省が提案なすつたんでしょ。違ひますか。

〔増岡委員長代理退席、伊東委員長代理着席〕
○橋本委員 二十五年の法律はそうでございませう。

○山本(政)委員 だから、外務省が提案をなすつたのだったら、外務省みずから、つまりあなたのおっしゃる意見では、国家財政というものがいまや政府みずから高度成長です、こう言っているのだから、あなたの方の意思でなぜお変えにならぬ。つまりほかのところでもそういう措置をやっているのだったら、外務省としても、阿波丸の遺族の人たちにもしてやろうとお考えにならないのかという事なんですよ。なぜなら、被爆者もそういうふうな改正されている、年々と言っているほど。外務省のみが二十五年以来何のアクションもとられようとしていないのですよ。これが疑問なんです。一体それはどういふわけですか、説明していただきたい。

ついでに言わしてあげれば、その当時の補償ということになって、船舶については十分の補償をやっているわけですよ。船舶については見舞い金でないでしよう。つまり会社に対する見舞い金じゃないはずなんだ。名前は見舞い金だらうけれども、実質は賠償になっているでしよう。賠償と同じでしよう。船舶の見舞い金千七百八十四万三千円というのは船舶の復利計算による五カ年間の利子を加算した額ですよ。しかもこの金額で不足だということ、不足は政府資金で有利な条件で融資しているでしよう。とするなら、あなたのおっしゃる通りに、人間の命というものが大切だったら、船に対してそれだけのことをお考えになつたら、何で人に対してそれ以上のことをお考えにならないのだ。史実によるなら、繰り返しますけれども、軍需物資を載せていっているのですよ、阿波丸は。あるいはそれが撃沈の誘因、あるいは遠因といったほうが正確かもしれませんが、それ

れになつていいるかもわからぬということを政府は一体考えたことがあるのですか。

もう一つは、国と国の間はそれで相殺したかも知れない。あなたの方がおっしゃる通りに、国際法上はそれで片がついたかも知れないけれども、しかし受給権というものは阿波丸の遺族の人たちがお持ちになつていいるのじゃありませんか。それは国と阿波丸の遺族との関係になるのじゃありませんか。アメリカに対してはあなたの方は相殺したかも知れませんが、伝え聞くところによれば、アメリカはその当時一万ドルの補償というものを考えておつたということ、私は伝え聞いていいるのです。一万ドルというのは、アメリカの兵士がなくなつたときに、戦傷戦没したときに、その補償としてアメリカの政府が法的に考えたものでしょう。それを断つたのだったら、断つた以上は、あなた方は遺族に対して債務を負っているはずじゃありませんか。まるまる一万ドルとは私は言いませんよ。しかし、それにしては七万円というのは、あなたの方外務省としては非常に不本意な額ではないのだからかというのが私の疑念なんです。それをお聞かせ願ひたいのです。

○橋本委員 ただいま先生のお尋ねの点であります。まず最初に船の金額につきましては、これも御遺族に対する見舞い金の算定方式と原則的に同様の計算方法を用いて算出してあります。いわゆる保険金額は年利五分の複利計算をいたしまして金額を出しておるという基本的な同じ算出方法をとっております。

それから当時の遺族の方の個人の請求権といひますか、そういうものにつきましては、いわばその当時放棄されたものは国家としての請求権でございまして、個人の持つておられる請求権であるいは請求権というものは別でございませう。

それから、当時政府がとりました見舞い金の処置というものは、国会の御承認を得た法律によつて処理した次第でございまして、当時の処置をもって阿波丸の遺族の方に対する措置としては一応でき得る限りのことをいたしたという立場でござい

います。

○山本(政)委員 つまりそこなんです、問題は。国家の請求権はなるほど日本政府は放棄した、個人の請求権は別だとなつたのはおっしゃつたのでしょ。そうしたら、その個人の請求権の持つていきどこへはなつたんですか。アメリカ政府にやなくなつてくるんだ。日本政府になつてくるわけでしょう。日本政府になつてきたときに、あなたの方法律でつくつたのだから、これはあなたの方国会でおきめになつたことだから、とあなたはおっしゃりたいんだらうと思ふのです。援護法も国できめたものです。しかし、毎年必要に応じて――物価にスライドせよとは申しませんが――というところで厚生省はやっておる。法律できめたからあつたは一切どうでもいいんだということでは、私は為政者としてのとるべき態度じゃないだらうと思ふのです。だから外務省としては、法律できめたけれどももう一ぺんこの法律というものを改正をして、そして遺族の人たちにもう少し補償してやろうという気持ちになつておられるのかというのです。外務省は法律論で言つておられるのかもしね。だけれども、それじゃあんまり冷た過ぎるのじゃないかというのが私の言ひ分です。被爆者でも戦傷病者戦没者の遺族でも、そういうふうな年々給付の改正でよくなくておられるのです。そうしたらあなたの方は、何でそのことに對して、アクションをおとらないといふことが私の疑問なんです。外務省の担当官として、たいへん冷たい言ひ分でありませうけれども、そういうことにかまつておられませんかというのなら、私はそれでもいいのです。この点に對する外務省の姿勢というものがどんなものかといふことを、私はお聞きしたいのです。法律論争だったら要りませんよ、そんなものは。あなたの方は、そういう意味では専門家でいらつしやるかもしね。しかし、問題はそんなものじゃないでしよう。どうですか、それは。

○橋本委員 繰り返になりましてたいへん恐縮でございますが、その昭和二十五年の法律に基づきましてでき得る限りの手厚い措置を講じましたので、この問題はあらためて取り上げるということとはたいへんむづかしい立場にございませう。

○山本(政)委員 たいへん手厚くないのですよ。手厚かつたら遺族の人たちが毎年毎年陳情や請願を繰り返すわけがないのですよ。遺族の人たちをA、B、C、Dに分けて、かりにそういうランクを――あなた方は何段階かにしたと言われている。何段階かに分けて補償をしていいる。補償を受けた側の人たちのいまの生活を何段階かに分けてみたら、自立して生活ができていいる人は一割しかおられなわけでは。あとの人たちは、何らか生活の不自由を感じていいる人たちなんです。そして、全部を含めて将来の生活の不安を感じていいる。これは捨象するとしても、いまの生活というものは、皆さんそんなに楽な生活をやつていいるわけじゃありませんよ。もちろん、補償によつて一生楽に暮らせる、そういう補償をなさないと私は言つていいるつもりはない。実態調査したことがありますが、二千数百名という人の。あなたの方、おやりにならうと思へばやれるはずですよ。それが日本の外務官僚の最大の欠点ですよ、法律できめたから……。私は、きめた法律を改正する意思ありやいなやと聞いていいるわけですよ。そして、あなたの方アクションをおとらないでやれること、遺族の人たちがアンケートをとつたところ、衆議院の三百五十五名の人たちは、気の毒だ、何とか改正しなければならぬという意思表示をされていいるのです。参議院は百七十名。おそろしくこに來ておる人たちの何人かはされておるのですよ。そういう実態に對してあなたの方はどう考へるか。意思があるかないか。ないならないでいいのですよ。その点はつきりしてください。

○橋本委員 はなはだ繰り返になりませうけれども、当時の措置でできる限りのことをいたしたもので、これをもう一度検討するといふことは非常にむづかしい立場にございませう。

○山本(政)委員 二十六年四月に桜木町の国鉄の

一点ばりなんです。まさに私はたいへんりっぱだ
と思うのです、ある意味では。法律の番人として
非常にりっぱだと思う。しかし、人間としては
りっぱじゃない。私に言わせたら、外務省にこうい
うことの所管をさしておることが大体間違いない
です。こういう援護の問題については措置の

〔伊東委員長代理退席、増岡委員長代理着席〕

○山本（政）委員 それでは原爆被爆者は特別な身分なんでしょうか。

○内田国務大臣 これは、毎年原爆被爆者に関する法律を改正するたびに、私が実は苦しい答弁をいたしておることは御承知のとおりであります。

予想できないことが起こったとするなら、なぜ適用ができないのか。適用というか、なぜそういうことで厚生省がひとつおやりにならないか。私は、外務省はあてにならぬですから、そういう意味では非常に冷たい。唯一のよりどころは厚生省しかないわけです。内田厚生大臣の決断いかん

方々をみな特別の身分あるいは特別の事態のもとにおける犠牲者としてどこまで処遇するかという関連も、正直に申しますとあるようでして、今日まできておるわけです。そこで、現状におきまして、厚生省はそれらの方々を放置しておけばいいということではないので、現在の扱い方として

は、私どもはそれらの方々をも含めて、気の毒な方々に対して社会福祉の施策あるいは社会保障の対象として、でき得る限りのことをしていく、こういうお答えを現在においてせざるを得ない。しかし山本さんが、この問題を取り上げられたことは、意識の喚起であり、いろいろな意味で、速記にも残るわけでございますから、今後反映するところがいろいろあるかと思ひますので、私は十分傾聴をいたすものでございます。

○山本(政)委員 七万円というのを受けておるケースというのは、ほかにありますか。つまり被災一般で……。

○中村(一)政府委員 ただいまの阿波丸に関連して、こういうような趣旨の戦争によりますところの犠牲者の方で類似のケースといたしましては、昭和十九年に沖繩の疎開児童を内地に運びます途中で沈没した対馬丸に乗り組んでおられた被害者の方々ににつきまして、昭和三十七年に見舞い金を差し上げておる。これは二万円でございますが、そういうケース、総理府の所管でございます。それから昭和四十二年度でございますが、長崎大学医学部の学生で原爆の被害を受けた方々につきまして七万円、これは文部省のほうで所管いたしまして見舞いを差し上げたというケースがございます。それから昭和四十四年度には、先ほどの防空関係では、警防団員の方々ににつきまして、自治省の所管でございますが、七万円の見舞い金を差し上げた。これはなくなられた方でございます。それから翌四十五年度から、防空関係では、医療従事者の方々ににつきまして七万円の特別な手当金を支給するというのが厚生省の予算に計上されております。そういうものがございいます。

○山本(政)委員 これ全部、七万円という算定の基準というのは、外務省が阿波丸事件で七万円というものを出したからそれに右へならえしたわけでしょう。しかし、このホフマン方式というのは、あなた方がおっしゃる通りにきわめて科学的だと思つたら実際は大間違いなんです。物価のこんな急激な上昇とかインフレとかいうことを考え

たことがあるのですか。そんなことおそろく考えてないでしょう。あの当時、このままの状態で推移すればということをお考えになったかも知れない。先ほどあなた方が、年齢とか生活とか、それに加算をするとか、複利計算とか、いろいろなことをおっしゃいましたけれども、しかし一番基本のインフレなんというものは頭に入っていないのですよ。そういうことで七万円をみんな——ぼくに言わしたら、外務省がそんなことをおきめになったものだからみな右へならえしているわけですよ。そういう悪い前例をあなた方がおつくりになったのです。しかも変えようとなさらない。

一定の身分があるから、その身分の人たちについては毎年かあるいは何年おきかに上積みされていく。一定の身分のない者はそのまま泣き寝入りだということ、そんなばかなことは私はないと思う。いですが、日本の繁栄ということばのもとに二千数百名という人たちが犠牲になっているのですよ。その犠牲のもとに、あなた方のことをかりれば、日本の繁栄がもたらされた、こう言っているのだ。ちゃんと国会の議事録にあるでしょう。そしてその二千数百名は、当然受けべき受給権というものを、宙にぶら下がったまま何もできないで泣いているのですよ。法律で定めたからというわけじゃないんだ。ここに在外財産問題審議会というのがある。ここに在外財産問題審議会というのがございまして、日本人の財産が消滅したのは日本政府の行為によるのではない、消滅した行為自体は、外国政府の行った行為だから、だから日本政府はその責任を免れる、こういつている。だけれども、阿波丸事件はアメリカ政府が賠償を支払うと言った。そして、すでに成立している賠償請求権というものを積極的に日本は放棄したのですよ。そうしたら日本政府の行為によるものではないですか。外国政府の行為によるものではないのですよ。あなたの方のおっしゃっていることは、論理的にも矛盾があるのですよ。もう一べん繰り返しますよ、在外資産の場合には、日本がやったのじゃないのだ、外国政府がやったことだから、日本政府というものには責

任がありません、こういう言い方になっている。いろいろ議論の末の結論は、そうなっているのですよ。しかし、阿波丸については、外国政府がやったのだ、やったけれども、その責任については、やったことについて賠償請求権というものは成立しているわけですよ。しかし、それを放棄したのが日本政府であつたら、日本政府の行為によることになるではありませんか。したがって、阿波丸の遺族に対する補償というものは、十分に日本政府がやらなければならぬ。しかも、七万円というものは、あなた方が幾ら科学的だと言つても、それは科学的じゃないのですよ。つまり、その当時から今日までの経済的な条件というものを考えたら、まことに微々たる金額でしかないというところが言えるわけなんです。厚生大臣は認識の相違だ、こうおっしゃつた。認識の相違というのだったら、衆議院三百五十五名というものが、なぜこ

で、(内田国務大臣「認識ではなく意識」と呼ぶ)意識の相違だったら、意識でもけっこうだ。なぜ三百五十五名というものが、阿波丸の補償については不当に低いということ、あなたの方の言い分に賛成だということのアンケートを出したのかという事です。参議院は百七名、おそろく聞いている人の中にも書いてある人がおりますよ。ここにいらぬ人の中にも意識の中に上がってきているじゃないですか。しかも、何万、何十万というのじゃないのです、二千名の人だ。それぞれが、その当時おそろく私は、大部分の人たちが国家総動員法という当時の至上の法律に基づいて出ていると思ひますよ。何らかのことをあなた方は考えなければならぬ。それで法律で定めたのだからやむを得ないというところで免議しやるのか。あなた方がもしそういうことで免議をするならば、私があげた衆参のいまの数字から見れば、おそろくこれは通る可能性があるのですよ。端的に言えば、あなた方がそういうことをするのにはやっかいだと思ひているのかもしれない、日にちもたつていくことだからめんどくさい、そうお思ひになっているとするのだたら、為政

者として私は失格だと思ひえない。たとえば公害の問題だつて、環境庁というものを設置することによって、公害をもう少し広く見て環境をよくしようということと環境庁ができるのでしよう。それで統合することになるわけだ。そうしたら、こういう戦争による犠牲者に対する今後の処遇あるいは措置ということに対しても、私は厚生省がもはや一括して考へべき段階にきていると思うのです。そのことについて一体どうお考えなのか。外務省と、それから厚生省の——外務省の局長がお見えになってないようですからたいへん不満なんですけれども、次官でもいいと言つたのだが、次官もどこかへ行つていらつしやる。阿波丸はタブーだあなた方はお考えになっているかもしれない。外務省にとつては、阿波丸ごときものはないとにささいなもので、法律でおきめになつてしまつたからというお考えかもしれないけれども、遺族にとつてはそんなものじゃないのですよ。もう一べん御答弁をお願いいたします。

○内田国務大臣 山本さんのお気持ちは私はよくわかつております。これはいつまでも押し問答をいたすのもこの際いかかと思ひますので、私はまさに立ち上がりましたが、私は山本さんの気持がわかるので、認識を異にするということを示し上げていけるのではありません。この種の問題は、政府や国会をも含めて、国民意識の成熟とかあるいは発展とかいふものもございまして、そういうことのために、援護法なども、ある時期においてはもうこれで十分だと考えられておりましたようなところが、年々意識の向上や、また反省に関連していろいろ改善もされておる、こう私は考えます。したがって、阿波丸事件の犠牲者に対する措置というものが、昭和二十五年の段階では法律で定められましたが、これに対する意識というものが、今日の日本の置かれておる実情のもとにおいて、山本さんの言われるように、向上し成熟してくるということになりますれば、これはまた私は、二十五年に制定された法律についてもさらに反省ということがあり得ない問

題ではないと、すなおに考えるわけでございますので、きょうの山本さんの御意見表明は私は有意義のものである、こう考えるものであります。

しかし、いまきょうの段階において厚生省はどうかといえますと、厚生省のやっておりますことは、国家補償の考え方を基礎とする援護法、すなわち戦争関係において一定の身分を持つておられた方々に対する国家補償の処遇の件と、もう一つは一般の社会保障、社会福祉というふうなことの充実に向けて、こういう二つに分かれますので、今日の段階においては、特別の身分関係になかった四十数名の阿波丸の犠牲者、つまり一定の身分を持つておられる方々は、先ほども述べたように、また御承知のように恩給法、援護法等で措置されておられるわけですが、それらに対して、何もカバリーされておらない四十数名の方々に、いままさにこれを援護法の対象に加えるということはむずかしいので、一般の社会保障、社会福祉をもつて論ずる以外にない、こういうことを申し上げておきます。

〔増岡委員長代理退席、委員長着席〕
しかしこれは、いろいろ考え方も発展し、また生々する問題でもありますし、また、もう一ぺん外務省の問題に触れますと、他の戦争犠牲者とは少し違う面がありまして、当時のアメリカとの約束で、それらの犠牲者個人が本来ならば請求権を持つべきものを、アメリカとの関係において国が特別の措置を講じたというふうな性格のものでございまいしょうから、厚生省の考えはいま述べたとおりであります。それは外務省としてもまたそのような点につきまして、山本さんのせつかつの御発言を十分考慮に置かれていかれる面もあり得るかとは思いますが、厚生大臣としてはこれをもつて私のお答えとさせていただきます。

○山本(政)委員 多少前向きな御意見をお伺いいたしました。時間もないようですから……
ただ一つ、最後に、改正によってどれだけふえるかという具体的な数字はわかりませんけれども、私の推測でありますよ、だけれども改正によつて、かりに、かつての中将の人たちは四十万円ぐらいおもらいになるのです。中佐ぐらいの人たちは二十七、八万か三十万円ぐらいおもらいになるわけだ。そして兵隊さんでも十三、四万ぐらいにはなっているだろう、こう思う。

○内田国務大臣 十九万ぐらいになる。

○山本(政)委員 阿波丸の年金です、阿波丸の人たちの年金は一時金ですよ、いまお話がありました、なるほど犠牲者が多いのは軍の要員かも知れませんが、南方開発に従事しておった人たちかも知れません。だからその人たちは公務扶助料が支給されるだろうと、こうおっしゃっている。しかし、他の資格において、国からそういう救恤金を受けているからといって、不法行為に基づく賠償金を否定する理由にはならぬわけですよ。かりに、横濱の事件がありました。私は筋を申し上げた。その人たちが保険に入っているからといって、補償の金額というものが減らされるかといったら、そんなことはないんですよ。繰り返して申し上げますけれども、他の資格で、たとえ軍人だとか軍属だとか、そういうことから国の救恤金をもらっているからといって、不法行為をやったことに對して請求権はないというとはいえないわけですよ。それで、あなたはいまおっしゃっておられるけれども、そうなんです。これは法律的にいつてもそうなんです。あえて申し上げますけれども、法律の権化のような参事官のあなたにしても、私の申し上げることは否定できないと思うのです。私はそういうことから考えても、なるべく早く、ひとつそういうことに対して前向きな姿勢をとってもらいたい。待ちこがれているんですよ。個々人に会えば、つまりあの事件からずっと一人で子供を育て、母親を養つておられる人のお話です。その人たちは、年金をもらっているわけじゃありません。陸軍中将のように、陸軍中佐のように、あるいは海軍中將、海軍中佐のようにもなっているわけじゃないんです。自分たちで働いて、その日を生活しているわけですよ。大臣、ひとつほんとうに前向きで、できるだけ早く考えていただきたいと思うのです。

○内田国務大臣 先ほど来、私はお答えをいたしておるとおりでございます。山本さんの御発言、御意見は、こういうことに対する意識の盛り上げ、成熟に非常に大きな意味があるものとして私は受け取るものでございます。十分私もいろいろ考えてみたいと思います。

○山本(政)委員 終わります。

○倉成委員長 次に、後藤俊男君。

○後藤委員 いま山本議員からいろいろと阿波丸事件について話があったわけですが、それに関連して先ほど説明がありました阿波丸の問題ですが、これは先ほど局長が簡単に御説明になったわけですが、その問題に入る前に、現在日本国民の中で、何らかの形で援護法の適用を受けておる人は一体どれくらいあるだろうか。さらに、戦争が終つて二十何年になりますので、老齢化してなくなつていける人もあらうと思うのです。ですから、援護法の適用を受けておる国民がふえるということは現在ないような気がするわけなんです。毎年毎年減つておるのではないかと思ふのです。どれくらいな数で毎年援護法の適用を受けておる国民の数が減つていくかというふうな、二点について御説明いただきたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 正確な数字は後ほど申し上げますが、大体年間四、五千人ずつ減少しております。

○後藤委員 それはほんとうですか。私が聞いたところでは、年間四万人くらい減つていくんじゃないかと……。けたが違つたらもう一ぺんお尋ねするわけなんです。それと、援護法の適用を受けておられる人数ですね、これがどれくらいであつて、年々どれくらい減つていくのか、その点をお尋ねしておるわけなんです。

○中村(一)政府委員 遺族年金の受給者の数は約十九万人でございますが、障害年金、障害一時金を受ける方が約四千人いらして、それで先ほど私が申し上げました四千人は、これは恩給、公務扶助料以外の、わがほうの、援護法関係の受給者の方が

年々減つていくのが四、五千人ということでございます。

○後藤委員 いま言われたのは、遺族年金ですね。その関係を言つておられると思いますが、私の言つておりますのは、援護法に基づいて特別給付金とか留守家族とか何とかで、いろいろたくさんあります。恩給のことは別に言つておらぬわけなんです。恩給のことは別の担当じゃないと思ひます。それが年間どれくらい減つていくのか、これは項目別に言つてもらふ必要がございせんから、たとえば百二十万から百二十万、その中で年間四万から四万減つていきますと、将来はどんどん減る傾向にございまして、そうなるというふうな話も出てくると思うのですが、そういう傾向についてお尋ねしておるわけなんです。

○中村(一)政府委員 援護法関係では、遺族年金あるいは障害年金のような年金の受給者の場合で、したがつてこれは減つていくわけでございます。ふえるケースはほとんどないわけでございます。一時金の方につきましては、これはもう減少していきと申します。一時金の制度ができましたときにどつと出まして、あとはぐつと減りますので、したがつていまして、それが概率的に年間どの程度になつていくかというの、やはり一つ一つ項目別に申し上げますと、あるいは正確にないかと思ひます。

○後藤委員 いま言われましたように、減つていくということについては間違いないと思ふんですね。そこで、この援護法の問題につきまして、第六十三国会で附帯決議がついておるわけなんです。その一番最後には、「戦後二十数年経過した今日、なお残されてゐる未処遇者について、早急に具体的な解決策を講ずること。」これはおそろく各党一致で附帯決議がついておると思ふのです。これは局長も御承知だと思ふのですが、それが先ほどからお尋ねしておりますように、現在の傾向としては毎年毎年減つていく傾向である。だ

けれども、この附帯決議の気持ちとしては、まだまだ戦争の犠牲者に対しては処遇のできておらぬ人がある。これらの人について具体的に解決策を講じてくれ、これが附帯決議の第六項目についておるわけなんです。そこで未処遇者、いわゆる処遇されておらない者とは一体だれだろうか、こういうことで厚生省としては十分検討されまして、中身の問題は別問題にしまして、今度の改正案ということで提案されておると思うのです。そういうことだと思ふのです。

それと私関連して言いたいことは、先ほど話に出ましたところの阿波丸の問題、それから先ほど局長が説明されましたところの沖繩の疎開船である対馬丸の問題、これは学童が全部いかれておるわけなんです。あるいは付き添いの人も全部死亡しておられるわけなんです。これはきょう私がここで初めて言うわけじゃない、三年、五年と長い間問題になっておると思うのです。おそらく遺族会のほうからこの問題は毎年毎年提起されておると私は記憶しておるわけでありまして、この対馬丸の学童遭難の問題につきまして、ことしぽつと新しく出た問題ではなしに、三年、五年と長い間問題になっておりますけれども、これらの問題を前向きに検討して具体的に解決策をつくってこれというものが、附帯決議の第六項目だと私は考えておるわけでございます。この点どういふふうにお考えになつておるのか、御説明いただきたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 ただいま御指摘のございました、未処遇者についての早急な解決につきましては、御決議の御趣旨につきましては、私のほうといたしましては、今国会、たゞいま提案いたしました改正法の中におきまして、五つの点につきましては、新しく遺族年金等を支給する範囲の拡大等を御提案いたしておるわけでございます。先生御指摘の、沖繩からの疎開船対馬丸の遭難学童及び付き添いの者を準軍属として処遇すべきではないかというふうなことも、やはり未処遇者についての早急な解決の一つの大きな問題であらうかと私

ども考えております。ただ、この対馬丸の遭難者に対しまして、これを準軍属として取り扱うという点につきましては、十分慎重に検討、議論はしておるのでございますが、私もそういったしましては、現在の援護法の体系からいたしまして、準軍属の範囲にするということについては困難であるというふうな、たゞいまのところ考えておる次第でございます。

○後藤委員 いま局長が言われたが、遺族会等の要求としては、当時の情勢を十分考えて、準軍属という扱いにしてみたいという強い要請が出ておると思うのです。ところが、その準軍属という扱いができないとするのなら、何らかの処遇の方法が私はあると思うのです。しかも阿波丸のほうは、いきさつは幾分違いますけれども、当時見舞い金として七万円出ておるわけなんです。この対馬丸については、あなたの先ほどの御説明にあつたとおり、二万円ですね。まあ子供であるからという意味もあるのか、それはわかりませんけれども、さらに処遇が悪いわけなんです。二万円ということは、三分の一以下なんです。これを準軍属にできないとするのなら、別途何か処遇する方法をなせ一体厚生省としてお考えにならぬのだろうか。しかもこれは三年、五年と長い間問題になつておるわけなんです。いまあなたは、準軍属という扱いには非常に困難がある、こういう返答でございますけれども、それでは、準軍属の扱いができないのなら、一体これをどうするのだ、このまま放置しておくのか、あるいはほかの一時金であるとか何とかで処遇を考えたい、こういうふうな気持ちでおられるのか、それを聞きたいわけなんです。

○中村(一)政府委員 この方々につきましては、昭和三十七年二月十六日に、閣議決定をもちまして、二万円の見舞い金を支給するということになりまして、すでに総理府のほうでこれを所管して処理を済ましておるわけでございますので、見舞い金の性格のものを重ねて出すということにつきましては、なかなか困難ではなからうかと考えて

おります。おそらく関係者からの要望も、年金的な取り扱いはできないだろうかという御希望となつて、準軍属の扱いにはできないかというふうな御趣旨の御意見が出ておるかと思はれるのでございしますが、確かに先生のおっしゃいますとおり、準軍属等の扱いでなければ、何かほかの方法はないかということにつきましては、もちろん十分研究をさせていただきたいと思ひますが、現在のところ昭和三十七年の二万円の見舞い金が支給されておるといふことから、一時金につきましてはなかなか困難性があるかと私も考えておるのでござい

○後藤委員 大臣、どうでしょうか。先ほど阿波丸問題でだいぶ長時間おやりになつておりました、沖繩の疎開児童が昭和十九年になつておたられるわけですね。しかも、見舞い金わずか二万円、それで終わり、こうなつておるわけなんです。さきの阿波丸のほうは七万円でした、これは二万円なんです。また、この間の原爆による学生の死亡者、この人らに對しましては七万円の見舞い金の支出というのが決定されたと思ふのです。これは学徒動員ではなくて、普通に学校で勉強しておる人がなくなつた場合に七万円の見舞い金を出されておる。さらにまた、来年は沖繩復興といふ非常に時期的にも考えなければいけない時期に、沖繩の疎開学童が対馬丸の遭難でなくなられて、これが昭和三十七年の閣議でわずか二万円、終わり。これらを何とか考えて、もう少し厚生省としてもあなたの手を差し伸べてやる——いわばこれも戦争の犠牲者だと私は思ふわけなんです。自分のむすこをなくしてしまつて二万円政府からもらつてそれで終わり。わが身に引き比べて考えてみてもあまりにひどいんじゃないかと思ふのですが、いま局長のお話を聞きますと、目下検討中とか何とか言つておられますけれども、これはことし新しく出た問題ではなしに、何回も言つておりますように、毎年毎年これは出ておる問題だと思ふのです。阿波丸の問題にしても、三年前に私もこの委員会で質問をしました。その後

何ら進展がないわけなんです。いかがですか、大臣。

○内田國務大臣 私は後藤さんのお気持ちよくわかります。また後藤さんのそういう御意見は速記にも残るものであり、厳肅なる事実、厳肅なる御発言でありますので、私共の御発言を否定いたしたり、また論議をいたすつもりは毛頭ございせん。しかし先ほど来他の委員の方の御発言についても申し上げたように、いま厚生省の私どもがやつておりますことは、戦争に関連して特別の身分を持つておられた方々、軍人、軍属、準軍属等に対する国家補償的な処遇につきまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法でありまして、戦傷病者戦没者特別援護法でありまして、これは留守家族等援護法とか、そういう特別な身分を持つておられた方々に対する国家補償としての措置の改善、しかもそれに残された幾つかの措置の改善を毎年前進をさせておりますことは御承知のとおりでありまして、そういう身分にカバールをされたい戦争犠牲者の方々ににつきましては、いままでのところは、これらの方々はやはり社会保障、社会福祉をもつて論ずる以外にない、どこかで線を引かなければならないというところでやつてきたわけでございますので、いまの対馬丸で疎開の途中撃沈をされた学童の方々、まことにお気の毒であります、残された親御さん、家族の方々の心中察するに余りあるものであります、いま申し上げたように、厚生省のこういう問題に対する取り扱いを変更することに非常に問題があるわけでございます。さればこそこの問題がせつかくお取り上げになられても、この数年間に御期待のような成果を得られなかつたわけだと思ひますが、しかし初めに戻りまして、国民の意識また政府、国家の意識というものの、今日の日本の現状からいたしまして固執的な不動のものではないので、これはやはり成熟したり発展をいたすものでございまして、援護法などの問題につきましても御承知のように、かつてはそれは不可能だと言われたものも、意識の高揚とともに援護法の範疇に取り上げ

られてきておることも、これもまた事実でございますので、私は後藤さんのお説を十分理解を持っております。承っております。厚生省としてやるのはいいか、あるいはこういう問題は総務府として考えられない問題か、あるいは先ほどの長崎の原爆の被爆者である医学生等について文部省がやられたような措置、あるいは阿波丸の事件について外務省がやられた措置、他の省におきましては、その職能に依りて得る措置もあるわけでございまして、厚生大臣としては後藤さんのお説を十分承っておりますけれども、なおひとつ、こうした問題に対する取り上げ方につきましては、総務府等に対しましては、ぜひその意識の発展、盛り上げということにつきまして後藤さんの御努力も得たいと思っております。

○後藤委員 大臣の話を聞いておりますと、別にあえてどうこうというところも、反対するところもないのですが、あまり具体的に進むというような話でもないような気がするものであります。昭和三十三年の閣議で二万円の見舞い金がきまつて、それが支給されておる、だからこういう国家補償に基づく問題については厚生省としては扱いはいいけれども、そのまま放置しておくわけにはいかぬので、阿波丸問題等も含めて、対馬丸の問題についても何らかひとつ早急に検討して解決の方向へ前進させたい、こういうふうな気持ち、こういうふうな返答であったと私は聞いておるわけでございすけれども、いかがでございましょうか。

○内田國務大臣 私は阿波丸の問題にいたしましても、対馬丸の問題にいたしましても、国民を代表される国会議員の方々の御発言として十分傾聴いたして、そしていろいろと考えてみると、こういうつもりでございすが、私がいまここで厚生大臣としてこの問題はこういう線をもって解決する方向であるというところは、いま直ちに申し上げ得ないことをまことに遺憾といたします。しかし、厚生大臣というものは人間大臣でございますので、こうした戦争の犠牲者であつて、十分な処

遇も受けられなかったことについて常に考えてまいることは私の職責であると思ひますので、結論については私は申し上げ得る段階ではございせんけれども、十分胸にとめて、そして国民的意識の高揚と相まって進んでまいりたい、こういうことでございまして、その点は私としては、いまこゝで厚生大臣としてお答えするのにはその程度以上に進み得ない、こういうことも、これは後藤委員にも御理解をいただけることと思ひます。

○後藤委員 国民の意識の高揚をはかつてどう言われまされども、おそらく対馬丸で自分の子供をなくされた親としましては、あまりにも政府は水くさいじゃないか、こういうふうな気持ちと私は思ふわけでございす。ですからたとえはこれと準軍属扱いをして年金をつける、こういうふうな方向へ持つていったらいいと思ひますが、国民の総反響を食うようなことは私はないと思ひます。ですからここで大臣と押し問答してございすけれども、これは話が進まぬような感じがしますが、ぜひひとつ局長も、先ほどから四件ないし五件の説明がありましたね、阿波丸と対馬丸とそれからその他、これはあるわけなんです。それらの問題解決のためには、ぜひひとつ次の通常国会には何らかの形で具体策を検討していただく、これだけはいひひとつお願いしたいわけなのであります。先ほど言いましたように、原爆の学生死亡者には見舞い金が七万円もあつた。これは文部省関係でありますけれども、とにかくそういう金額の点からいいますと非常に冷たいやり方であると思ひます。ですから、この対馬丸の問題については、ぜひ次の通常国会までぐらいには具体案を提案するような方向で御検討をいただく、その方向で大臣としてもひとつ御尽力をいただく、こういうことでこの問題は打ち切りたいと思ひますが、大臣いかがでございすか。

○内田國務大臣 先ほど来私は人間的な誠意をもつてお答えをいたしておるつもりではございすが、次の国会に対案を出すというお約束まで

は、私はきょう現在申し得ないものもございすが、こういう問題につきましてはだんだん国民意識も高揚をしてきている課題であると思ひますので、私は次の国会まではもちろんのこと、直ちにこういう問題の検討をあらためてさせてみたいと思ひます。しかし結果がどう出るかということはぜひお預けをいただきたいと思います。

○後藤委員 まあそれでわかつたわけですが、冒頭お尋ねしましたように援護法の適用関係の国民の数というのは年々減つていく方向にあるわけなんです。これが増加の一途をたどつておるときにこういう諸問題を持ち込むことは非常にむずかしいと思ひますけれども、予算的にいって、まあそれは引き上げはありますけれども、やはり減つていくわけなんです。そういうような情勢の中から、先ほどから出ておりますような問題も逐次取り上げていただいて、できるだけの措置をしていただく、そういう方向でぜひお願いをしたいと思ひます。

それから、今度のこの援護法の問題でございすけれども、四十六年の一月分から五十一万六千円ですか、これは障害年金ですね。現在は五十六万六千円。さらに十月から五十五万九千円と、こういう一月と十月に二つに区分されて引き上げが行なわれるということなんです。こんなことをせずに、どうですか、一月から五十五万九千円に引き上げる、こういうようにしたら事務的にもしごく簡単だし、もうほうほうもふえるから喜ぶ、厚生省としてもやっかいではなからう、こういうふうな思ふのですが、どうして二つに区分してこういうふうなことになるのか、お尋ねいたします。

○中村(一)政府委員 これは先生御承知のとおり、障害年金、障害一時金の増額は、従来から恩給法におきましてこの傷病恩給の増額と対応してやつてきておるものでございすから、今回もこのような措置になるわけでございす。

○後藤委員 これはどういう率によつてこういう引き上げになるのか、ひとつ具体的な御説明をい

ただきたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 これは、したがしまして、軍人軍属にかかる者につきましては、第一項症の場合を例に申し上げますと、五十万六千円につきまして一月からこの一八%増という計算となつておりまして、そして十月からはその上げました五十一万六千円につきましてさらに八・四%を上げ、こういう計算になつております。

○後藤委員 一八%増というのは、それはまた……

○中村(一)政府委員 失礼いたしました。一月からの引き上げは二・一%でございす。

○後藤委員 それで、このあなたのほうからもちつた要綱の1では、これは障害年金の引き上げというところが中心になつておるわけなんです。その次の2の項ですけれども、十分の八を十分の九にする、十分の七を十分の八にする。これは中身としては非常にややこしい改正になつておるわけなんです。しかも準軍属が二つに分かれておるのじゃないかと思ひます。どうしてこういうふうな準軍属をさらにまた二つに分けて、片方では十分の九だ、片方では十分の八だ、こういうふうな扱いをしなればいけないのか、問題はこの点なんです。私は、何もこんなことをせずに、準軍属は十分の九にすれば話は簡単なんです。しかも準軍属そのものの中身を考へてみましても、かつて十分の八を適用されるほうが、戦場でたまたま運んだり、あるいは戦場に参加された準軍属が非常に多いと思ひます。十分の九を適用されるほうは、たとえば工廠における徴用工、こういう人が非常に多いと思ひます。そういう意味から考へるとするならば、これは逆じゃないか。逆でないといはしまして、全部準軍属には十分の九を適用する、こうするのが妥当な扱いではないか、こういうふうに私は思ふのですが、いかがですか。

○中村(一)政府委員 まず、二つに分けてありますのは、現行の遺族援護法におきまして、準軍属の年金につきまして二つに区分しておりますこと

は先生御承知のとおりでございます、その区分のまま、そこはいじりませんで、今回の改正ではそれぞれ十分の一ずつ処遇の改善をはかっておるわけでございます。それから準軍属をなせ二つに分けておるのかという理由につきましては、これは準軍属につきましても援護法上いろいろな種類があるわけでございますけれども、この中で率が高い方々につきましては、これは援護法第二条第三項の第一号の方々、この方々は国家総動員法によりまして制度的、組織的に戦時業務に参加させられている。根拠が国家総動員法であります。それからその従事させられたところの形態が、そういうふうな国との身分的なつながりが他のグループの方々よりも一そう密接であるという点におきまして区分がされておるわけでありまして、ただ、引き続き申し上げますと、私も厚生省といましては、実はその区分を、遺族年金等におきまして差をつけたくない、同様に扱いたいという気持ちで私もおるわけでございます、なるべくすみやかにこの差別がないようなふうにしていきなさいと、こういうふうな考へておるわけでありまして。

○後藤委員 そうしますと、いま言われた十分の九と十分の八という差別扱いはなくする、全部を十分の九適用の方へ持つていきなさい、こう言われるのですが、この改正案がきまりましたら、いまあなたが言われたようにやれるのですか。ほとんどのものを十分の九を適用するようにするとあなたは言われるのですが、このままの改正案が通って、これからの扱いとして準軍属については十分の九を適用する、そういうことはできますか。

○中村(一)政府委員 説明が不十分でございますが、私も私どもといたしましては今回は、十分の七であるものを十分の八、十分の八であるものを十分の九という改正を御提案申し上げておるわけでありまして、将来にいたしましてはその区分をなくするようにいたしたい、こういうわけでございます、したがって、この改正によりましてすぐできるというわけではございません。

で、今後そういうふうにしたいというふうに私どもとしては希望を持っているということでございます。○後藤委員 そうしますと、先ほどあなたが説明されました、十分の九を適用されるほうは、国家総動員法によって動員されたいわゆる準軍属です。その他については十分の八を適用するのだ。ところが、中身のことにいって私あまり詳細ではございませんけれども、総動員法に基づいて徴用を受けた準軍属につきましては、内地勤務が非常に多いと思うのです。たとえば呉の海軍工廠、横須賀の海軍工廠とか、そういうところの勤務が多いと思うのです。さらに十分の八を適用されるほうは、案外に戦艦に参加されておられる準軍属の人が多いわけなんです。そういう点から考へてみると、十分の九と十分の八に差をつけるということがはたして合理的であるかどうか、だれが考へてみてもこれは妥当な扱いであるというふうには思えるかどうかという点ですね。これは再考を要する問題じゃないかと私は思ふわけでございますけれども、これはあなたの言われるように、総動員法によって身分がどうこうと言われますけれども、これは大体援護法すべて身分が関係しておるとは思ひますけれども、準軍属の中をまた二つに分けて差別扱いをする。扱いの悪いほうがかえって戦場で戦艦に参加しておる人が多い。こういう点を考へるときには、これは私は不合理だと思うのです。今回のこの改正で十分の九と十分の八をなしにして、一律十分の九とこういうことに直したらどうですか。

○中村(一)政府委員 十分の九と十分の八の区分につきましては、確かにこの方々のたとえば死亡された当時の状況等からいたしまして、両方をその時点において比べました場合にいろいろ問題はあらうかと思われまして、ただ制度といたしましては、この援護法の制度の中に取り入れてやります場合におきまして、やはり準軍属につきまして制度的に議論をいたしますと、大きくその二つの体系に分かれるというわけでございます。したがって、今後は、今回の改正をいたしましては、現在の率を引き上げるといふ改正を御提案申し上げているわけでございます。ただ、それでいいのかという点につきましては、私も私もいたしましては、それはそれでいいけれども、それはそれでいいけれども、その処遇をよくするという点からいまして、十分の八のグループの方々もこれを十分の九に上げることが私もいたしましては望ましいことだと考へておりました、これはこれから先の私どもとしましての検討の課題としておるところでございます。

○後藤委員 これはあなたも御承知のように、昭和三十四年の一月には軍人軍属と、二本立てでした。そのときには十分の五だったわけなんです。それから四十一年度の十月もやはり軍人軍属ということで七割、それから四十五年度の十月に軍属を二本立てにして七割と八割にした。それを今度の改正によつて八割と九割にする、こういう提案なんです。この問題についてはいろいろ問題があるからもう近い時期に検討したい、次にはひとつ前向きで考えたい、こういうふうなあなたが言われるのだったら、今度の改正案を提案しておるときに、次には何かと申すということではなしに、この改正点の中身を修正して、やはり昭和四十一年ころと同じように軍人軍属、軍属は一本でいく、十分の九でいく、そういうふうにするべきじゃないかと私は思ふのです。あなた自身がやはり差別扱いにつきましては良心的にも少し疑問を持っておられると思うのですが、それだったらそれで十分の九に、準軍属は一本にしてしまふ、こういうふうなこの改正案を修正すべきだと思うのです。いかがですか。

○中村(一)政府委員 その点につきましては、先生御承知のとおりその改正案の基礎といたしまして、国の予算の積算の根拠がございまして、政府といたしましては、ただいま直ちにそのような修正をすることはできないわけでございます。私も私もいたしましては、今後の問題としてこれを解決させていただきたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

たがいます、今回の改正をいたしましては、現在の率を引き上げるといふ改正を御提案申し上げているわけでございます。ただ、それでいいのかという点につきましては、私も私もいたしましては、それはそれでいいけれども、その処遇をよくするという点からいまして、十分の八のグループの方々もこれを十分の九に上げることが私もいたしましては望ましいことだと考へておりました、これはこれから先の私どもとしましての検討の課題としておるところでございます。

○後藤委員 これはあなたも御承知のように、昭和三十四年の一月には軍人軍属と、二本立てでした。そのときには十分の五だったわけなんです。それから四十一年度の十月もやはり軍人軍属ということで七割、それから四十五年度の十月に軍属を二本立てにして七割と八割にした。それを今度の改正によつて八割と九割にする、こういう提案なんです。この問題についてはいろいろ問題があるからもう近い時期に検討したい、次にはひとつ前向きで考えたい、こういうふうなあなたが言われるのだったら、今度の改正案を提案しておるときに、次には何かと申すということではなしに、この改正点の中身を修正して、やはり昭和四十一年ころと同じように軍人軍属、軍属は一本でいく、十分の九でいく、そういうふうにするべきじゃないかと私は思ふのです。あなた自身がやはり差別扱いにつきましては良心的にも少し疑問を持っておられると思うのですが、それだったらそれで十分の九に、準軍属は一本にしてしまふ、こういうふうなこの改正案を修正すべきだと思うのです。いかがですか。

○中村(一)政府委員 その点につきましては、先生御承知のとおりその改正案の基礎といたしまして、国の予算の積算の根拠がございまして、政府といたしましては、ただいま直ちにそのような修正をすることはできないわけでございます。私も私もいたしましては、今後の問題としてこれを解決させていただきたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

○中村(一)政府委員 この遺族相談員あるいは戦傷病者の方々の相談員につきましては、私も私どもといたしましてはもとより手当の増額も希望いたしておるわけでございますけれども、現在の段階におきましては、やはり第一線の各都道府県からの希望に沿うためには、その増員をはかる点にどうしても第一順位を置かざるを得ないというところで、したがって、手当の増額、増員いずれもはかれればよろしいのでございまして、その順位の順位といたしましてどちらをとるかという場合

○後藤委員 そうしますと、次の国会では十分の九一律というところで改正するということですか。○中村(一)政府委員 厚生省としては、そういう前向きの改正ができますように、政府部内といたしまして意見の統一をはかるように努力いたしたい、こういうふうに考へております。

○後藤委員 十分の八と十分の九という差別的な準軍属に対する扱いというのはよろしくない、これはやはり一本にすべきである、こういう気持ちで政府部内の気持ちを統一して、できるだけ早くひとつそういう方向に持つていきなさいと、こういうことですね。

○中村(一)政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。

○後藤委員 それから次に、戦没者の遺族相談員というものが今度増員されておりますね。増員はされておりますけれども、手当なんです。これも去年、おとしの援護法の審議のときに、当委員会において手当が五百円とはまことに少ないじゃないか、これは今後増額に努力するんだ、こういうふうなことも審議されたことを私記憶しておるわけですが、今度予算的に見ますと五百三十二名が九百四十名になる。ところが相変わらず、さっきの話でございますが、物価はどんどん上がるけれども手当は一向に上がらぬ、五百円そのまま据え置き、こういうことになっておるわけなんです、これはなぜ一体引き上げが行なわれないうのか、その理由の説明をしていただきたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 この遺族相談員あるいは戦傷病者の方々の相談員につきましては、私も私どもといたしましてはもとより手当の増額も希望いたしておるわけでございますけれども、現在の段階におきましては、やはり第一線の各都道府県からの希望に沿うためには、その増員をはかる点にどうしても第一順位を置かざるを得ないというところで、したがって、手当の増額、増員いずれもはかれればよろしいのでございまして、その順位の順位といたしましてどちらをとるかという場合

○中村(一)政府委員 その点につきましては、先生御承知のとおりその改正案の基礎といたしまして、国の予算の積算の根拠がございまして、政府といたしましては、ただいま直ちにそのような修正をすることはできないわけでございます。私も私もいたしましては、今後の問題としてこれを解決させていただきたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

○中村(一)政府委員 この遺族相談員あるいは戦傷病者の方々の相談員につきましては、私も私どもといたしましてはもとより手当の増額も希望いたしておるわけでございますけれども、現在の段階におきましては、やはり第一線の各都道府県からの希望に沿うためには、その増員をはかる点にどうしても第一順位を置かざるを得ないというところで、したがって、手当の増額、増員いずれもはかれればよろしいのでございまして、その順位の順位といたしましてどちらをとるかという場合

○中村(一)政府委員 その点につきましては、先生御承知のとおりその改正案の基礎といたしまして、国の予算の積算の根拠がございまして、政府といたしましては、ただいま直ちにそのような修正をすることはできないわけでございます。私も私もいたしましては、今後の問題としてこれを解決させていただきたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

○中村(一)政府委員 この遺族相談員あるいは戦傷病者の方々の相談員につきましては、私も私どもといたしましてはもとより手当の増額も希望いたしておるわけでございますけれども、現在の段階におきましては、やはり第一線の各都道府県からの希望に沿うためには、その増員をはかる点にどうしても第一順位を置かざるを得ないというところで、したがって、手当の増額、増員いずれもはかれればよろしいのでございまして、その順位の順位といたしましてどちらをとるかという場合

におきましては、増員のほうに力を注ぎたいというところで、今回は戦傷病者の相談員の方々につきましてその相談員の制度を新たに設けるという設置を認めてもらった次第でございます。

○後藤委員 私が行うのは、増員はけっこうでございますけれども、五百円問題では何回もこの委員会が審議されておりますのに、相変わらず五百円。五百円が全然引き上げが行なわれておられないということは、これは問題じゃないですか。引き上げたらどうです、もう少し。

○中村(一)政府委員 おっしゃいますとおり、この五百円の手当では不十分であろうというところは、私も十分心得ておるわけでございますが、昭和四十六年度の予算におきまして、その増額を実現することができなかったわけでございまして、今後その増額につきましては努力させていただきますと思います。

○後藤委員 相変わらず五百円ということでは、大臣もお聞きのように、非常に少ないと思うのです。人数においては何名ですか、約四百名余り増員しておりますけれども、五百円といえども、たばこ五個ですね、たばこ五つです。それで、おまえは相談員だからしつかりやれよと言って、月にたばこ五つもらってやるわけですが、この辺のところをもう少し厚生省としても考えてしかるべきだと私は思うのです。局長や大臣にここでとかく言っておりまして、すぐふえるということもむずかしいと思ひますけれども、ぜひひとつこの問題については再考していただきたいと思うのです。これは局長、いいですね。

それからその次は、大臣おられるうちに一つだけ聞いておくのですが、これもいままでの委員会ではたびたび問題にしました入営、応召あるいは婦人途中の死亡なんです。これは一歩前進しまして十万円ですか、これはきまっておりますのじゃないかと思うのです。これは遺族年金の支給対象にする——厚生大臣も御承知だと思ひますけれども、今日労働災害保険についても通勤途上が認められようとしておるわけなんです。さらに諸外国の情

勢を見ましても、通勤途上における事故については労働災害保険の対象にする、こういうふうな傾向にあるわけなんです。ところが、この援護法の適用の対象にはこれになっておらぬ。これは私はいないと思ひます。国家予算で一兆三千億から金があるのですから、これは非常になぜかなんだと思ひます。これを一体なぜ援護法適用の、遺族年金を支給するという方向へ持っていくかれないのか、いかがですか。

○内田國務大臣 その問題は当委員会においてもたびたび私の耳に残っております。これは法律によりましての措置としては乗せてないわけでございますが、今回の予算措置をもちまして、問題になってまいりました内地除隊後の途中における死亡、あるいは応召、入営途中における死亡事故に對しましては、一時金を支給するという解決を当面とつたわけでございまして、資格問題は別といたしまして、一歩前進をしたように思っております。

また、一兆三千億の厚生省の予算というお話もあり、また先ほど来相談員の処遇の改善のお話もございまして、お説のとおりだと思ひますが、一兆三千億も分析いたしましたところ、私はどうしても二倍ぐらい金がほしいところでございます。ことにここでも問題になっております社会福祉施設等に勤務する職員の方々の処遇改善というふうなことで、これらの方々は二十万人ぐらゐられるわけでありまして、そういう方面の改善をまず第一義的に考えてまいってきいておりますわけでありまして、民主委員、児童委員、またいまの戦傷病者相談員、遺族相談員という方々、いわばボランティアのような形でお互いの相談相手になってやろう、またそういう方々も団体の役員の方々に御就任をいただいておりますような事情もございまして、とても給与としては成り立たないような金額であることも重々承知をいたしながら、パツジ代のようなものが出ておる、こういうようなことではございまして、これをかりに千円にふやしましてとても足代にもならないということ

ではございますが、そういう点も承っておきまして、いかにパツジ代にいたしましたも成り立たないような金でございますので、私もいろいろくふうしてまいりたい、その辺心得てやってまいりたいと思ひます。

○倉成委員長 ちょっと、大臣は参議院のほうへ……

○後藤委員 いま大臣の話が途中で前の問題にあられたもので……それで、気持ちとしてはわからぬことではないのです。いま参議院のほうへ行かれますと思ひますが、これはぜひひとつ、先ほど言いましたように、通勤途上というのが今日労働災害の対象にもならないとおるときでもございまして、しかも、数としてたいした数じゃないと思ひます。しかも、家を出発しまして、いよいよ戦争に行くというので送られて入営する途中、爆撃でやられた人があるわけなんです。また帰るときには帰るときで、やられた人もある。こういうことでありますから——もう大臣、行つてもらつてつこうですけれども、この問題につきましてはひとつこれからの問題として十分検討していただくということをお願いをしたいと思ひます。どうぞ。

○内田國務大臣 私も簡単に申し述べましたが、すでに担当者から御説明を申し上げたかと思ひますが、当面十万円の一時給付金というものを出すということになりましたのも、皆さん方からこの問題について大いに御激励をいただいた結果でございまして、さらにそれを制度的に成熟させていくということにつきましても、今後検討の課題にいたしてまいりたいと思ひます。

○後藤委員 それで局長さん、どうですか、いまの問題は調査の結果全国的にどれくらい人数があられるのですか。

○中村(一)政府委員 私どもで推定したところによりますと、二百人くらいじゃないかと推定いたしております。

○後藤委員 この二百人を援護法適用の遺族年金の対象にしたらどうですか。これは理屈の上では

いろいろむずかしいとは思ひますけれども、やはり気持ちだと思ひます。入隊するその途中でやられた場合には、全然年金がもらえない。また除隊してから家へ帰る途中でやられた場合にも、これは全然もらえない。理屈の上からいへばそれは身分も変わると思ひますけれども、一緒だと思ひます。そういう人が、いまあなたがおっしゃるように、全国的に二百名おいでになる。これが二万だ、二十万だというなら、これは問題でございまして、二百名くらいの人に対しては遺族年金の適用、どうですか。遺族援護法を適用して、軍人の死亡という扱いをする。これは今度の改正の中にもあると思うのですが、敵前逃亡であるとか自殺、こういうのは改善されたのでしょうか。この中でされるのじゃないですか。そこまで考えておられるのなら、除隊、入隊の途中における爆撃等による死亡については、これは適用するのあたりまえじゃないですか。それをどういう、身分とかいろいろ説明されるであらうと思ひますけれども、そんなことで除外をしてしまふ、ただ見舞い金十万円で終わり、これではいかにもやり方として妥当じゃないし、均衡を欠くと思ひます。どうぞ。

○中村(一)政府委員 なぜ援護法の中で取り扱わないかということにつきましては、ただいま先生のおっしゃいましたとおりの理由でございまして、つまりまだ軍隊に入つていない、まだ軍人じゃないということ、あるいは除隊の場合はもう軍人でないということ、そういう身分関係から、援護法に入れることはなかなか困難でございまして、ただしかしながら、その方々が不慮の死にあわれまされたのは、軍隊に入営しなかつたらぬという強制されて旅行をしているということ、あるいは除隊の途中も、軍務を離れて帰るといふ特殊な事情にあることにかんがみまして、その方々につきまして何らかの措置をすべきでないかということ、今回十万円の予算措置ができたわけでございます。援護法によって入れるかどうかにつきましては、これはそういうことで論理的にはなか

なかむずかしいわけでございます。しかしながら確かにそういうような特殊な事情にあるわけでございますので、今後とも私どもとしては研究をさせていただきますと考えている次第でございます。

○後藤委員 ぜひとつこの問題も、今後の問題として御検討いただきたいと思ひます。

それからさらに、この問題とは直接ではないですが、官衛勤務の軍人軍属の問題、これらの人が勤務に関連して病死をした、死亡した、こういう人に対しては一体どういふ扱いになっておるか。これもこの一年や二年の問題じゃないのです。私だけでも三回くらい覚えがあるわけですが、この官衛勤務の問題については、ですから、参謀部とかそういうところの兵隊で——偉い人なら、これは公務扶助料でございますか、それがあると思ひますけれども、それに達しないような若い人については、官衛勤務というところで何ら処遇されておらぬのですね。なぜ一体官衛勤務であると除外しなければいけないのか。いかがですか。

○中村(一)政府委員 この点につきましては、御指摘のとおりずいぶん長い間問題となつてゐるケースでございます。官衛勤務を除いておる理由は、これは結局他の官衛勤務をしてゐる方々との均衡の問題ということに結論としてはなるのじゃないかと思ひまして、これが陸海軍の官衛に勤務しておれば適用になり、あるいはそうじゃない、たとえば厚生省に勤務しておる者についてはその取り扱いがないという結果ともなるうと思ひますので、その点に着目しましてそれをはずしてゐるわけでございます。

さらには、そういうことと、さらば官衛勤務とはいかなる勤務であるかということ、これは官衛勤務等が通勤をしておるということ、それでこれが、日常生活を拘束を受けておりますところの部隊等に勤務しておる場合とは勤務の態様が違つておるといふところで分けられるのじゃないか、こう考へております。

○後藤委員 この官衛勤務はほかの官庁につとめ

ておる人との均衡上と言われましても、それはあなたのほうで適当に、都合のいいときには、ほかとの均衡、均衡と言われるわけなんです。たとえば冒頭に言いました対馬丸の問題、これは学童疎開で死亡されたね。これに付き添つておられる学校の先生がおそらくおられたと思うのですが、こういう人は公務員ですから公務員の立場において処遇がされておるわけなんです。同じように同じ船でなくなった学生さんは金二万円の見舞い金で終わり。それじゃ、これが均衡がとれていいますか、そう言われるならば、官衛勤務をはずすというところは、ほかの官庁と比較した場合に不均衡になるからはずすのだ。対馬丸にしても阿波丸にしても、そういうような身分のある人は身分の補償を受けておらぬわけなんです。それならその均衡をとつて、そこまで上げたらどうですか。たとえば学校の先生が公務員の扱いを受けて補償されるなら、それとの均衡を考へて、なくなつた学生さんに対する補償も考へる。そういうことなら、話はわかるのですよ。そういう場合になつてみると、あなたのほうでは、身分が、身分が、こう言われるわけなんです。それなら、この官衛勤務の軍人についてはどうなんだ。これはほかの官庁と比較すると均衡がとれぬから除外します、こういうことを言われるわけなんです。それは理屈としても私は通らぬと思ひます。かつてのいいときにはほかとの均衡を考へる。またあなたのほうのかつての悪いときには、身分がどうかうで問題を処理される。そういうことをやられるのですから、問題があつたとへつて残つていくわけなんです。この官衛勤務の人が、あの大東亜戦争中におきまして、軍隊であるがために毎日毎日苦しい勤務に、たとえば二昼夜も三昼夜も寝ずに勤務しておられた軍人さんも私はあつたと思ひます。それで病氣になつて、なくなつた。何も補償はない。それが今日の扱いなんです。それはなぜかという、官衛勤務だから除外してあります、なぜ官衛勤務を除外するのだ、ほかの官庁と比較

して同じようにつとめておるのだから。こういう言い方なんです。それは、局長の説明は筋は通りません。いかがですか。

○中村(一)政府委員 先ほどの官衛勤務の場合につきまして補足いたしますと、営外者、つまり将校でございますが、営外に居住している者だけは除かれておるわけでございます。兵は支給されておるわけでございます。その点はちよつと補足させていただきます。

それから、均衡問題についてでございますが、対馬丸の場合におきましては、先ほど大臣もお答えをいたしておりましたが、結局、戦争によりましてその被害を受けた方々の中で、その方々という点は、戦争の被害を受けた方々といふ立場からいへば確かに大きな不均衡になるかと思ひます。その被害を受けた方々、ただ恩給法なりあるいは援護法の体系をいたしましては、そういう一定の軍人軍属あるいは準軍属という身分を持つておるということ並びにその方々がどの地においでという理由で受けられたか等によりましていろいろ取り扱いをいたしておるわけでございますが、一方、戦争の被害を受けたという点から見た場合におきまして、そういうように対馬丸において見られるような形において非常におかしい、不合理だといふような面が出てきますことは、これは制度としてやむを得ないのじゃないか。それを補完する意味におきまして、あるいは見舞い金とかあるいは特別給付金というふうな形におけるところの処遇がなされておるのでございます。もちろんそれは十分ではありませんが、そういう点がある面をうけて出てくるわけでありまして、おっしゃいますとおり、官衛勤務とそうじゃない部隊勤務の場合におきまして、また同じ身分の者同士でありましてまたおかしな点がある程度出てくるわけでありまして、制度上やむを得ない点もあるうかと思はれる次第でございます。

す。

○後藤委員 先ほどあなたは訂正されましたね、兵は対象になつておると言われましたね、兵隊さんは。下士官以下ですか。

○中村(一)政府委員 はい。

○後藤委員 軍属はどうなんですか。

○中村(一)政府委員 援護法の施行令、政令でございますが、この第四条の規定で「法第三十四条第二項第一号の規定により事変又は戦争に関する勤務から除かれる勤務は、もとの陸軍又は海軍部の官衛又は特別機関における勤務」とありまして、カッコをいたしまして「兵及び営内に居住すべき下士官の当該勤務を除く」とございまして、兵とそれから営内に居住すべき下士官につきましてはこれは支給せられる、こういうことになりました。

○後藤委員 兵と下士官は除外するということですね。そうしますと、残るのは軍属ですね。さらに士官以上ですか。そうすると、除外されるのはどういふ人ですか。

○中村(一)政府委員 軍属と将校は、これは営外の居住者として除かれるわけでございます。したがつて、除かれると申しますか、あるいは除かれないということになりますか、官衛勤務として除かれる、対象にならないのは軍属と将校でございます。したがつて、兵とそれから営内に居住すべき下士官の場合は官衛勤務とはならない、つまり対象となる、こういうことであります。

○後藤委員 そうすると、兵と下士官で営内居住でない人はどうなるのですか。

○中村(一)政府委員 兵は営内に居住すべきものと制度としては解釈をいたしておるわけでございます。それから下士官の場合には、「営内に居住すべき下士官の当該勤務を除く」となつておりますので、下士官の場合には営内勤務になつておる場合でございます。さらにこまかく申し上げますと、陸軍の場合でございますと曹長の二等級以上は営外というふうにいたしております。

○後藤委員 そうしますと、営外居住以外はその

法律が適用されて、除外されるということですね。営外居住をしておる人はその援護法の適用があるのだ。たとえば勤務に関連して病気で死んだ場合には援護法の適用があるのだ、そういうふうに解釈していいわけですか。

○中村(一)政府委員 営内に居住している方、この方々につきましては、援護法の対象になる。営外に自宅あるいは宿舎がありまして、そこから通勤をしてこれられるという形の方々は適用にならないわけでございます。

○後藤委員 そこはそういう説明をされるだろうと思っておりますが、たとえば大東亜戦争中なら——戦争以前、その後におきまして、戦争中が中心になろうと思えますけれども、官衙勤務といつても、営外居住の人が一週間、十日間自分の宿舎へ帰らない人があると思うのです。大東亜戦争中ですから、それを区別してそういうふうなややこしいことをせずに、官衙勤務の軍人軍属につきましては、勤務に関連して病気で死亡した場合に援護法を適用するのだ。これはどれも大した数じゃないと思うのです。ただ営外居住であるとか、その区別だつて戦争のまっ最中になつてくれば、営内居住の人も一カ月間営内居住をやつていない人があると思うのです。営外居住をやつておると思うのです。その辺のところは私は非常に不合理だと思つた。こんなものは、当然、軍人軍属に対しては援護法を適用する、くなくなられた人に対しては、こうはつきりすべきだと思つたのですが、いかがですか。

○中村(一)政府委員 現在までのところ、私たちがいたしましては政令でそれを除いてありますのは、勤務の態様にかんがみましてそういう区分をいたしているわけでありまして。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕

ただ、その実態につきまして、軍人軍属の方々の傷病を受けられました実態によりましてその処遇については不均衡のないように、私どもとしては実態の上におきまして十分に検討をさしていただいておりますが、制度といたしま

して、官衙勤務というものはやはり援護法上区分すべきではないか、こういうふうに私どもとしては現在としては考へておるところでございます。

○後藤委員 その実態に即してやるということはどういうことですか。この当時営内居住であつたけれども、一カ月間も営外でやつたら、それで病気になるって死んだ、それで援護法を適用する、これが実態ですが、そういうふうな実際の扱いは具体的に検討してそういう扱いをしておる、こうはつきり、あなたは言い切られるわけですか。

○中村(一)政府委員 そういふ趣旨ではございませんので、この方々の傷病を受けられましたところの原因が何であるかという点につきまして、これが特に援護法においてこの取り扱いを受けられるかどうかという点につきまして、具体的なケースについて私どもとして十分に深く調査させていただきたい、させていたたいておる、こういう趣旨でございます。

○後藤委員 そうしますと、先ほどあなたが読まれた法文というものは空文化しているわけですか。いまあなたが言われたのは、実態に即してやる、傷病が何であるか、原因を突きとめて、たとえば勤務に関連のある傷病である、こういうことになつた場合には、曹長以上であらうと何であらうと、援護法を適用しているのだ、こういうあなたの言い方です。そうなつてまいりますと、先ほどあなたが読まれた法文は空文化しておるわけなんです。いかがですか。

○中村(一)政府委員 こういう趣旨でございます。先生御承知のとおり、官衙勤務でございます。その傷病が公務によるものであるという場合におきましてはそれは援護法の対象になるものでございまして、公務に關係がない場合を除かれるわけでありまして、したがひまして、そういう方々が先生の申しやいましたとおり、たとえば長い間非常な勤務に従事せられて、そのために病気になる、それというふうな場合におきまして、その病気の原因が公務によるものであるという場合におきましては、これは援護法の対象になるわけであ

りますから、したがつて一つ一つのケースにつきまして、それが一体どういう原因でなつたかというところにつきまして、十分その当時の状況等を把握いたしましたして、そして援護に欠けることのないようにいたしたい。また、そういうふうな考え方でいままでも仕事をしておるわけでありまして。

○後藤委員 そうしますと、はつきり確認したいのは、いまあなたが言われました、軍人であらうと軍属であらうと階級がどうであらうと、官衙勤務、いわゆる軍隊の勤務によつて病気になる、あるいはけがをした、こういう人については全部が援護法の適用になる、こういうあなたの説明ですが、間違ひございませんか。

○中村(一)政府委員 公務が原因でその傷病を受けた場合は援護法に適用される、これは援護法の対象になるわけでございます。

○後藤委員 いや、その公務というのは、勤務をしておつて、その過酷な勤務のために病気になる、死んだ、これは公務でしよう。どうですか。

○中村(一)政府委員 具体的な場合におきましていろいろあらうかと思ひますが、一般的にいまして、おつちやいましたような勤務の内容によりまして傷病を受けた場合には公務となるわけでございます。なお、公務ではないが、しかしその勤務の影響が考えられるというものにつきましては、これはいわゆる勤務関連傷病として取り扱われるわけでございます。

○後藤委員 そうしますと、どうもあなたの説明がわからないうつになつてきたのですが、営内居住と営外居住と差別扱いをして、営外居住については援護法を適用するけれども、営内居住については援護法の適用をしない、こう先ほど言われましてね。しかも曹長の何等級以上は適用をしないのだ、こうあなたは説明をされました。その説明といふ言われたこととどういふ関連があるのですか。

○中村(一)政府委員 先ほどからお答えいたしておりますとおり、官衙勤務の場合でも、公務によ

ります場合は、これはたとえ官衙勤務であらうと、部隊の勤務であらうと、第一線の勤務であらうと、これは変わりなく援護法の適用になるわけでございます。官衙勤務を除かれておりますのは、これは勤務に関連する傷病による場合、これが官衙勤務以外におきましては、勤務そのもの、公務そのものによらなくとも関連する場合におきましてはこれは援護法の対象になるのでございまして、その点が対象にならない例を申し上げますと、たとえば肺結核の場合、戦時中におきまして肺結核になつた場合には、それが第一戦におけるところの勤務そのものならばもちろん公務でございしますが、公務そのものではないにしても、しかしそれはどうも公務に関連がある、やはり非常に寒いところ勤務に關連があらうというやうなことが原因で肺結核になつたという場合には勤務関連で認められる。しかし陸軍本省につとめておられて肺結核になつた場合、それがどうも関連があるんじゃないかという場合でも、陸軍省という官衙におられた場合には勤務関連だけではだめだ。しかし、非常に激甚な公務のために肺結核になつた、つまり公務によるのだという場合にはこれは対象になる。したがひまして、その官衙勤務は全部除かれるわけはございせん、で、公務であれば問題なく認められる。しかし公務以外の関連勤務の場合に勤務関連の傷病は認められない、こういう趣旨でございます。

○後藤委員 時間も参りましたので、もう少しきつとせぬところがあるのですが、最終的に要約しますと、官衙勤務の軍人軍属は、階級にかかわらず公務による障害については援護法の適用が全部されております。これはいいですね。それから、勤務に関連する病気で、これによつて死亡した人、これらの人については、営外居住と営内居住に分けてある。営外居住については援護法の適用をいたします。営内居住は援護法の適用をいたしません。さらにその中でも、曹長の何等級以上は援護法の適用をいたしません。あなた

の説明を要約すると私はそういうふうに関いたのですけれども、それで間違いないか。ほかの説明はけっこうでございます。

○中村(一)政府委員 最後のところだけちょっと訂正させていただきます。あるいは私の説明が悪かったのかもしれませんが、営内居住をしている者でありますね、これは援護法の対象とする。しかし、よそにおりまして通勤しておるといふ方は、これは普通の官衙に勤務する人と同じような、つまり陸海軍以外のものと同じような状態であるから対象にならない。しかし営内に住んでおられる方については対象になる、こういうことでございます。

○後藤委員 それで、そういう人に対して曹長以上には適用せぬとか、それはどういふわけですか。

○中村(一)政府委員 曹長二等級と申しますのは、これは陸軍におきましては将校と同じ扱いをしておりまして、それで営外に居住するのを原則とする、つまり将校と同じようによそから通勤しておる、こういう取り扱いを陸軍ではいたしておりました。そういうふうな区分をして将校扱いにしております。

○後藤委員 大体わかったのですが、いずれにしても、官衙勤務の人に対しては、いろいろと御説明なさったけれども、十分間違いないような方向で援護法の適用を考えていただく。先ほど実態に即してこの援護法の適用をいくの、この言われまじけれども、そういう方向で官衙勤務の援護は軍人軍属に対してはひとつやっていただきたいというふうに思うのです。

それからその次には老齢福祉年金との関係は一体どういふことになるのですか。十月から二千三百円に引き上げになるわけですが、この年金と援護法との関係ですね。

○中村(一)政府委員 準士官以下の方々につきましてはこれは全額併給するという事になっております。

○後藤委員 そうすると、準士官というのは私の記憶では年間十六、七万だと思っておりますが、国民

年金のほうでは収入が三十五万までは併給するという事に改正されたと思っております。そうすると、これだけ十六、七万で制限をしてしまふ。片方国民年金法では三十五万までは老齢福祉年金を併給するのだ、こういうふうな改正されておると思ふのですが、どういふわけが片方は三十五万、片方は十六、七万で低く制限するのか、この点がわからぬのです。

○中村(一)政府委員 これは年金局のほうがお答えするほうが正確にお答えが出来ますが、私の理解しておりますところでは、準士官以下につきましては全然調整しないですまるまる差し上げる。それから準士官以上につきましては、いま先生がおっしゃいましたような一定限度の範囲内において調整を受けるというふうには私は理解いたしておりますが、もし間違っておりますらまたお答えいたします。

○後藤委員 これは年金局のほうの問題ですか。軍人恩給だから公務扶助料の関係になつてくると思ふのです。ただ私感するのは、先ほど出ましたように、あなたのほうにお尋ねするのは的違ひかも知れませんが、片方では三十五万の収入がありまして、改正されると二千三百円一緒にもらえる。片方は十六、七万で押えてしまふ。そこが私にはわからないというわけです。准尉というところまで引き上げになって十六、七万だと思ふのです。どういふわけがここの十六、七万で押えるのか。片方は三十五万までもらえる。せつかく老齢福祉年金を二十万もらっている人はもたないといふことになるわけなんです。その辺が不合理じゃないかというところを言っておるわけなんです。これは厚生省としても全く無関係であるといふえぬと思ふのです。

○中村(一)政府委員 おそらく福祉年金の側といたしましては、福祉年金が拠出制の年金の補完的な立場においてなされる制度でございます。そのために、この福祉年金の財源といふものが全部一般会計の負担となつておる。いわゆる拠出制じゃないわけでございます。先生御承知のとおり

でございます。そこで援護法等の場合におきまして、国の補償的な意味におきまして、そういうような年金の形におきまして、そのものが出ております場合におきましては、それと性格を同様のものとするものにつきまして、そこにおいて調整をせざるを得ないというのが、国民年金の制度の側といたしましてそういうような調整をする趣旨じゃないかと思ふのでございますけれども、あるいは間違つておるかも知れませんが、いずれ所管局のほうから何でしたら補足して説明いたしたいと思います。

○後藤委員 それは一ぺんほかのほうでお尋ねすることにします。

それからその次は、戦没者の父母に対する特別給付金の支給法の関係ですね。これは現在十年間の債券でございまして、それが大体四十七年の四月には切れるんじゃないですか。そうなつてまいりますと、あとはこれでもう終わらぬという事なのか、どういふことになるのか、この点をひとつお尋ねしたいと思ふます。それから戦没者の妻に対する特別給付金の問題です。これも大昭和四十八年の五月に切れるか、今後さらに継続して何らかの考へておられるのかどうか、この二つをお尋ねしたいと思ふます。

○中村(一)政府委員 先生御指摘のとおりでございます。父母に対するものは妻に対しては、その特別給付金は、その性格が一時金でございます。したがっていま申し上げたように、その時期によりまして消滅する性格のものでございまして、その方々に対しては、その性格のものをどういふ給付金の今後をどうするかというところにつきましては、私もよく検討をいたしております。

ところでございますが、現在までのところ、一方におきましては遺族年金という形において妻あるいは父母につきまして一定の条件のもとに年金が支給されているわけでございますので、今後特別給付金というものをさらに支給するかどうか、これはやはりすべて年金制度とのからみがございます。

すので、したがっていまして、この給付金を将来とも続けるということにつきましては、それが性格上一時金であるということと、それから遺族年金という年金制度がありますことから、なかなか困難ではないかと考えております。

○後藤委員 先ほど言いましたように、四十八年の五月と、さらに四十七年の四月に切れる。そうなりますと、あとについては年金との関係があるから、もう何にも考へるわけにいかない、こういうことでございまして。

○中村(一)政府委員 この二つの特別給付金の制度からいたしますとそういうことに相なるうかと思ひます。

○後藤委員 これは続いて、遺族会のほうからかなり強く問題として出ておると思ふのですが、これが終わりましたも、さらにひとつ考へていく、こういう方向で厚生省としても十分御検討いただくようにお願いしたいと思ふわけですが。

その次には、昭和二十一年の二月一日から昭和二十七年の四月二十九日まで、この間に再婚されておりました方々に対しては援護法の適用がある。ところが二十七年の五月一日になりまして、一日違ひでももう援護法の適用がない。そういう扱いになつておるわけなんです。これは改正というところか、期間を延長すべきであると思ふのですが、いかがでしょうか。ただ一日の違ひでもらえるもたないといふことになるわけですが、これはたとえ三年、五年と延長ということは無理だとするならば、半年なり一年なりさらに期間を延長して援護法の適用をしていただくのだ、こういうようなことも厚生省としては御検討なさつておると思ひますが、いかがでしょうか。

○中村(一)政府委員 確かに先生のおっしゃいますとおり、遺族の方におきましては、一日違ひあるいは一月の違ひにおきまして取り扱いに相違が出る点につきましては、非常に気の毒ではないかという意見がございます。私もその点につきましては従来から十分検討いたしておるのでござ

います。すので、したがっていまして、この給付金を将来とも続けるということにつきましては、それが性格上一時金であるということと、それから遺族年金という年金制度がありますことから、なかなか困難ではないかと考えております。

いますが、たまたま再婚した妻が再婚を解消した場合における措置と申しますのは、これが実は特別な取り扱いでございまして、援護法特有の制度でございまして、戦後の混乱の時期におきまして、特別な実態、戦死された方々の未亡人の方々の特殊な状況というものを救うべきであるということをやった制度でございまして。御承知のとおりでございますが、ただ、その線の切り方をいつにするかということで、援護法では御承知のとおり援護法施行の日までといたしておるわけでございます。では、今後これをどれだけ延長するか、あるいは延長すべきかどうかという点につきまして、私どもとしては、二十七年という時期が一つの区切りとしてはやむを得ないのではないだろうか。二十七年以降まで再婚をしておられるという方々につきましては、戦後数年の長きにわたってそういう状態にあるとすればもうやむを得ないのではあるまいか、二十七年の四月三十日の時点ではいいのではなからうかと私どもは現在考えておる次第でございます。

○後藤委員 そうしますと、二十七年の四月三十日ですか、これ以上少しでも期間を延長して適用される人を救おう、こういう気持ちはないということですか。

○中村（一）政府委員 結局、しからばどの程度延ばすかということになりまして、これを一年延ばすか二年延ばすか、いたしますことによりまして救われる方ももちろん出るわけでございますけれども、現在のところは、二十七年の四月三十日で切ることにはやむを得ない、こういうふうに私どもは考えております。

○後藤委員 いまの問題につきましても、あなたがおっしゃいましたように四月三十日に帰ってきっておりますと援護法の適用になりますけれども、五月一日では援護法の適用がない。片方は年金が毎年毎年もらえるけれども、一日違いで片方は全然もらえない。どこで切るかということは問題があると思うのです。どこで切るかということよりは、できるだけそういう人を少しでも救うとい

う立場に立って、二十七年の四月三十日になっておるのを、たとえば二十八年にするとかいうようなことも厚生省としては検討に値する大事な問題ではないだろうかというふうにも私考えますので、この問題につきましてもぜひひとつ検討をしていただきますようお願いをいたしたいと思います。

その他まだまだ問題はたくさんあるわけでございますけれども、もう時間が参りましたので私やめますけれども、先ほどからかなり数多くの問題を提起したような形になりました。大臣なり局長としても、今後の問題として十分ひとつ検討をしていきたい、こういうふうにも返答をなさっておられるわけでございますけれども、来年あたりの通常国会におきましては、ぜひいま提起いたしました問題を、全部が全部一〇〇％解決ということにはむずかしいかもしれませんが、厚生省援護局といたしましても十分検討をさせていただいて、少しでも前進する方向へ御努力をさせていただく、このことを最後にお願い申し上げまして私の質問を終わります。

○中村（一）政府委員 本日、先生から御指摘になりました問題は、すべて重要な問題でございまして、私ども厚生省といたしましては、今後十分検討させていただきたい、こういうふうに考えております。

○増岡委員長代理 次回は来たる三月二十三日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十二分散会

昭和四十六年四月二日印刷

昭和四十六年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K